

# 指宿市障害者計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画



平成30年3月

指宿市



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置付け.....	2
3 計画期間.....	2
4 障害者の範囲.....	3
5 計画の策定体制.....	3
(1) 指宿市障害福祉計画等策定委員会における検討.....	3
(2) 住民ニーズの把握.....	3
(3) パブリックコメントの実施.....	3
<b>第2章 障害者を取り巻く現状と将来予測</b> .....	<b>4</b>
<b>第1節 指宿市の障害者の状況</b> .....	<b>4</b>
1 人口及び高齢化率の推移.....	4
2 身体障害者手帳所持者数の推移.....	5
3 療育手帳所持者数の推移.....	8
4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移.....	10
<b>第2節 アンケート調査からみた障害者の意識</b> .....	<b>12</b>
1 調査の概要.....	12
2 調査結果の概要.....	13
<b>第3節 将来予測</b> .....	<b>23</b>
1 指宿市の人口推計.....	23
2 障害者数の推計.....	24
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>27</b>
1 基本理念.....	27
2 施策の方針.....	28
3 重点的に取り組むべき課題への対応.....	29
4 施策体系.....	31
<b>第4章 施策の総合的な展開</b> .....	<b>32</b>
<b>第1節 啓発・広報</b> .....	<b>32</b>
1 啓発広報の推進.....	32
2 福祉教育の推進.....	33
3 ボランティア活動の推進.....	33
<b>第2節 生活支援</b> .....	<b>34</b>
1 生活支援体制の整備.....	34

2	在宅支援の充実.....	35
3	施設支援の充実.....	36
第3節	生活環境.....	37
1	建築物等の整備.....	37
2	移動・交通対策の推進.....	38
3	防犯・防災体制の充実.....	39
第4節	教育・療育.....	40
1	幼児教育.....	40
2	学校教育.....	41
3	社会教育.....	42
第5節	雇用・就業.....	43
1	一般就労への移行支援.....	43
2	雇用の推進.....	44
3	就労継続支援事業の利用促進.....	44
第6節	保健・医療.....	45
1	障害の発生予防及び早期発見・早期治療.....	45
2	障害に対する適切な保健・医療サービスの充実.....	46
3	精神保健・医療施策の推進.....	46
第7節	情報・コミュニケーション.....	47
1	ホームページのバリアフリー化の推進.....	47
2	意思疎通支援体制の充実.....	47
第8節	権利の擁護.....	48
1	差別や偏見のない明るい社会づくり.....	49
2	障害者の権利の擁護.....	49
3	虐待の防止.....	50
第9節	文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション.....	51
1	文化芸術活動への参加促進.....	51
2	スポーツ・レクリエーションの推進.....	51
3	地域交流の推進.....	52
<b>第5章</b>	<b>第5期指宿市障害福祉計画.....</b>	<b>53</b>
第1節	障害福祉計画の概要.....	53
1	計画の位置づけと策定期間.....	53
2	計画の対象.....	53
3	計画の見直し.....	53
4	計画の内容.....	54
第2節	障害福祉サービス.....	55
1	障害福祉サービスに関する数値目標.....	55
2	障害福祉サービスに関する各サービスの見込量.....	58
3	地域生活支援事業に関する各事業の見込量.....	70

<b>第6章 第1期障害児福祉計画</b> .....	<b>78</b>
第1節 基本指針・成果目標.....	78
1 障害児支援の提供体制の整備等.....	78
第2節 障害児サービス.....	80
1 障害児通所支援.....	80
2 障害児入所支援.....	83
3 障害児相談支援.....	84
<b>第7章 計画の推進</b> .....	<b>85</b>
1 推進体制の整備.....	85
2 計画の見直し.....	85
3 計画の進行管理及び点検・評価.....	85



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

指宿市では、障害者基本法に基づき、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めるため、平成27年3月に「指宿市障害者計画・第4期障害福祉計画」（平成27年度～平成29年度）を策定し、障害者に関する各種施策を推進してきました。その中では、「ノーマライゼーション<sup>1</sup>」、「リハビリテーション<sup>2</sup>」、「ソーシャル・インクルージョン<sup>3</sup>」の概念に基づき、「住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる共生社会をめざして」を計画の基本理念として定め、福祉、保健、医療、教育、権利擁護、就労、まちづくり、防災など多岐にわたる障害者施策を体系化し、総合的・横断的な取組を推進してきました。

一方、国においては、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、障害種別を超えたサービス利用や地域生活と就労の推進といった、新たな枠組みでの福祉制度を進めてきましたが、それ以降も障害者の権利や尊厳の保護等に向けてさまざまな法律が制定、改正されていきました。「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」となって平成25年4月に施行され、障害者の範囲に難病患者等が追加されたほか、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが行われました。また、平成23年から平成25年までの間に、「障害者基本法」と「障害者の雇用の促進に関する法律（以下、障害者雇用促進法）」が改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法）」、「障害者優先調達推進法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」が制定され、障害者の権利や尊厳の保護等が一層図られることとなりました。その間の国際社会に目を向けると、平成18年12月に国連において、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）の禁止、障害者の自立した生活と地域社会への包容等がうたわれました。条約は平成20年5月に発効されましたが、我が国においては、前述した国内の法整備を進めた上で、平成26年1月20日に批准しました。

このように、障害者をめぐる環境が大きく変化する中、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

本計画は、これまでの「指宿市障害者計画・障害福祉計画」に加え、あらたに「障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、前述した社会情勢や、障害児・障害者福祉制度にかかる法の改正、新規制定などの変化に対応する内容として策定し、障害者福祉施策を総合的、計画的かつ効率的に推進するための基本計画・実施計画とします。

---

<sup>1</sup> ノーマライゼーション：障害者を特別視するのではなく、普通の人間として一般社会の中で、普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマル（あたりまえ）であるという考え方で、障害者福祉の基本となる理念です。

<sup>2</sup> リハビリテーション：障害者の能力を最大限に発揮させ、自立を促すために行われる専門的技術のことです。

<sup>3</sup> ソーシャル・インクルージョン：「特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認めあい、地域全体で包み込み、支えあう」という相互の連帯と心のつながりを築く考え方です。

## 2 計画の性格・位置付け

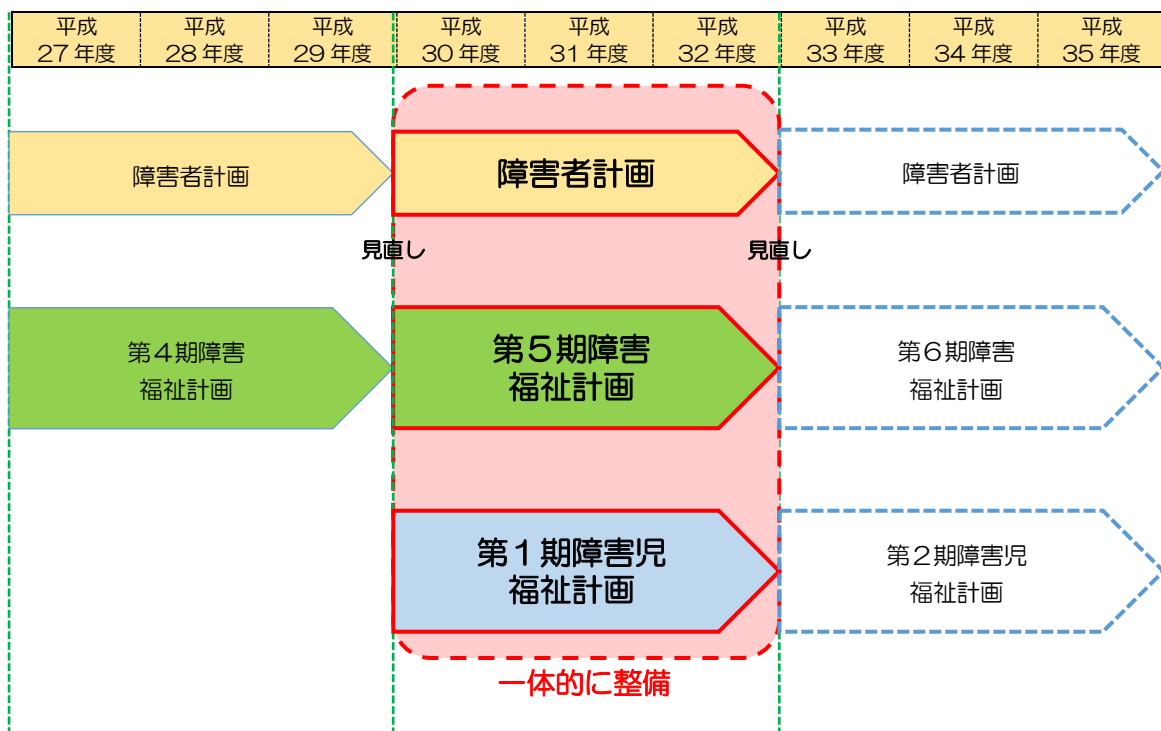
「指宿市障害者計画」は、国の「障害者基本計画」や県の「鹿児島県障害者計画」を基本としてその理念を踏まえ、本市における障害福祉に関する基本的な施策の方向性を定めるもので、本市の「第二次指宿市総合振興計画」を上位計画とした個別計画です。

また、「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」は、自立支援給付・地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために国が定める基本指針（障害者総合支援法第87条第1項、児童福祉法第33条の19に規定）に即し、障害福祉サービス<sup>4</sup>等の種類ごとに必要な見込量や、その確保策などを定めるもので、都道府県と市町村が策定するものです。

## 3 計画期間

本計画は、平成30年度を初年度とし、平成32年度までの3年間を計画期間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。



<sup>4</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法で定められた福祉サービスで、障害のある方の障害程度や社会活動、介護者、居住等の状況をふまえ、個別に支給が決定されます。介護の支援を受ける介護給付と、訓練等の支援を受ける訓練等給付の2つのサービス形態があります。



## 4 障害者の範囲

「指宿市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」における障害者の範囲は、「障害者基本法」第2条に規定されている身体障害、知的障害、精神障害その他の心身機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者を総称することとします。

また、「発達障害者支援法」第2条に規定される自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）などの外、高次脳機能障害及び難病により日常生活や社会生活に相当な制限を受ける方についても対象とします。（ただし、法令などにより、一部の事業では対象とならない場合もあります。）

なお、この計画においては、児童（18歳未満の者）を対象とした制度、施策事業、サービスについては「障害児」と標記していますが、その他の者については年齢の区別なく「障害者」と標記しています。

## 5 計画の策定体制

### （1）指宿市障害福祉計画等策定委員会における検討

指宿市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定にあたっては、市内の福祉関係団体・障害者団体・障害者施設等を代表する者等で構成されている「指宿市障害福祉計画等策定委員会」及び同専門部会において、指宿市の障害者・障害児を取り巻く課題や今後の施策の方向性について審議・検討を行いました。

### （2）住民ニーズの把握

平成29年度に、市内に住所を有する障害者・児（身体・知的・精神）を対象に「福祉に関するアンケート調査」を実施し、障害者福祉に関する実態や市民ニーズの把握を行いました。

### （3）パブリックコメントの実施

指宿市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の素案については、市役所などの窓口やホームページに掲載し、平成30年2月1日から平成30年3月2日の期間にパブリックコメントを実施し、広く市民の方々から意見を募りました。

## 第2章 障害者を取り巻く現状と将来予測

### 第1節 指宿市の障害者の状況

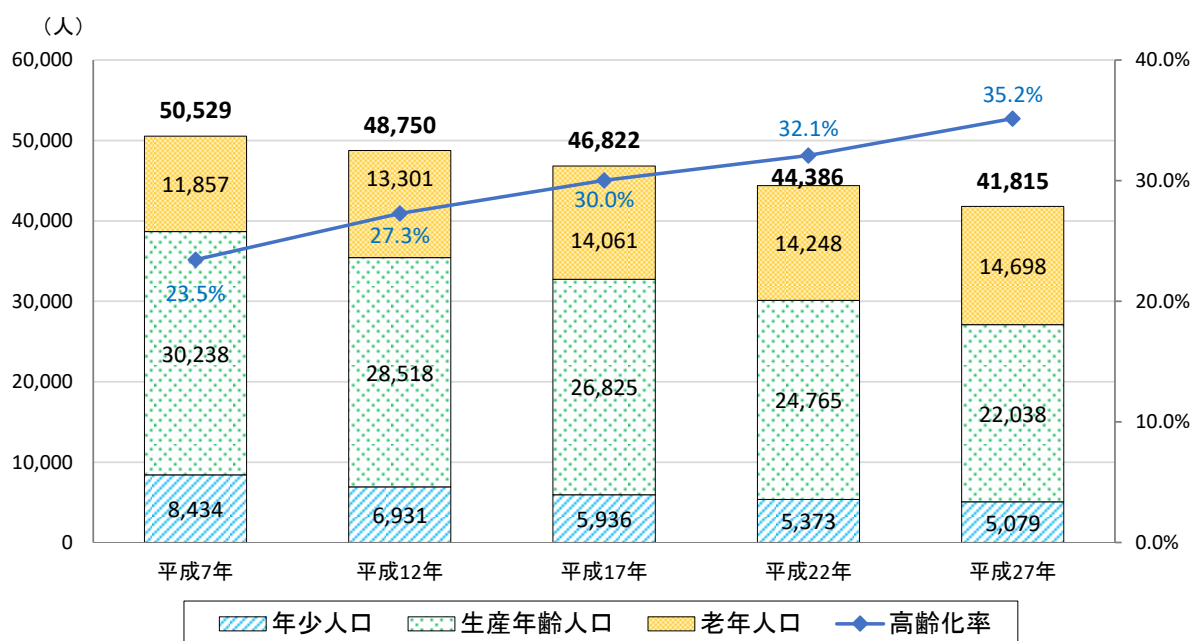
#### 1 人口及び高齢化率の推移

本市の総人口は年々減少傾向にあり、平成27年国勢調査時には41,815人となっています。

平成27年国勢調査時の年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）が5,079人、生産年齢人口（15～64歳）が22,038人、老年人口（65歳以上）が14,698人となっています。過去5回の国勢調査を比較すると、年少人口及び生産年齢人口では減少傾向、老年人口では増加傾向となっており、少子高齢化が急激に進んでいることがうかがえます。

また、高齢化率をみると、平成27年国勢調査時には35.2%となっています。

図表1 総人口及び年齢3区分人口、高齢化率の推移



※総務省「国勢調査」より作成。

## 2 身体障害者手帳所持者数の推移

平成29年度の身体障害者手帳所持者数は2,918人（うち、18歳未満は28人）となっており、ここ数年、年ごとに若干の差はみられるものの、平成24年度と比較すると、137人増加しており、その増加率は4.9%となっています。

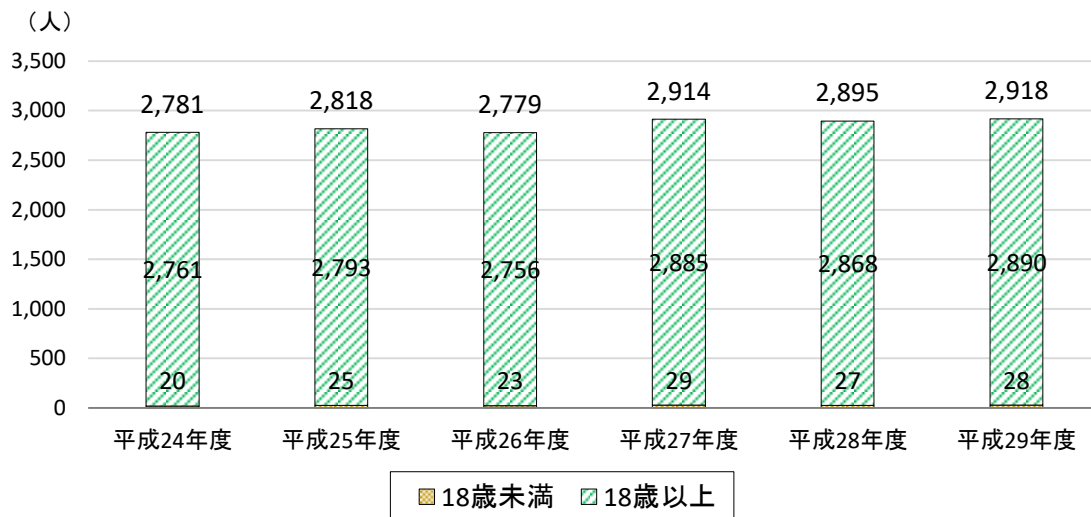
障害の等級別（平成29年度）で見ると、1級が895人と最も多く、約3割（30.7%）を占めています。次いで、4級が611人、2級が551人、3級が514人、6級が180人、5級が167人となっています。

障害の種類別（平成29年度）で見ると、肢体不自由が1,590人と最も多く、約半数（54.5%）を占めています。次いで、内部障害が816人、視覚障害が250人、聴覚平衡機能障害が229人、音声言語機能障害が33人となっています。

図表2 身体障害者手帳所持者数の推移

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者手帳所持者数	2,781人	2,818人	2,779人	2,914人	2,895人	2,918人
18歳以上	2,761人	2,793人	2,756人	2,885人	2,868人	2,890人
18歳未満	20人	25人	23人	29人	27人	28人

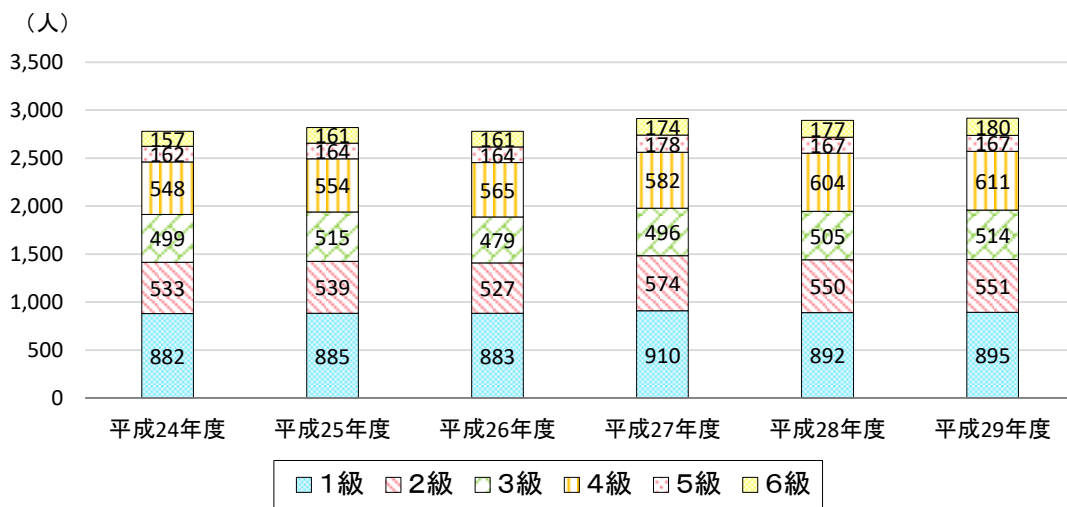
※各年3月31日現在。平成29年度は9月1日現在。



図表3 身体障害者手帳所持者数（障害の等級別）の推移

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	882人	885人	883人	910人	892人	895人
2級	533人	539人	527人	574人	550人	551人
3級	499人	515人	479人	496人	505人	514人
4級	548人	554人	565人	582人	604人	611人
5級	162人	164人	164人	178人	167人	167人
6級	157人	161人	161人	174人	177人	180人
合計	2,781人	2,818人	2,779人	2,914人	2,895人	2,918人

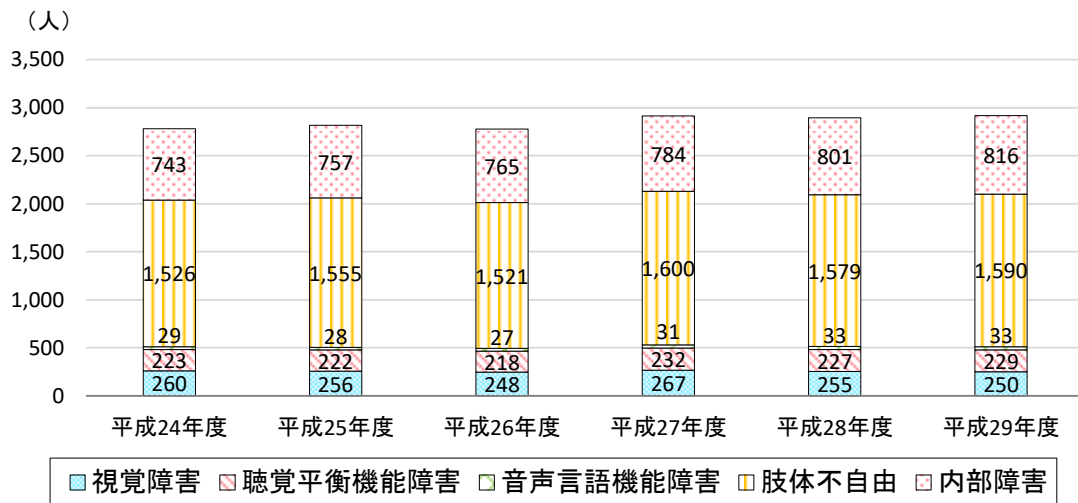
※各年3月31日現在。平成29年度は9月1日現在。



図表4 身体障害者手帳所持者数（障害の種類別）の推移

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
視覚障害	260人	256人	248人	267人	255人	250人
聴覚平衡機能障害	223人	222人	218人	232人	227人	229人
音声言語機能障害	29人	28人	27人	31人	33人	33人
肢体不自由	1,526人	1,555人	1,521人	1,600人	1,579人	1,590人
内部障害	743人	757人	765人	784人	801人	816人
合計	2,781人	2,818人	2,779人	2,914人	2,895人	2,918人

※各年3月31日現在。平成29年度は9月1日現在。



### 3 療育手帳所持者数の推移

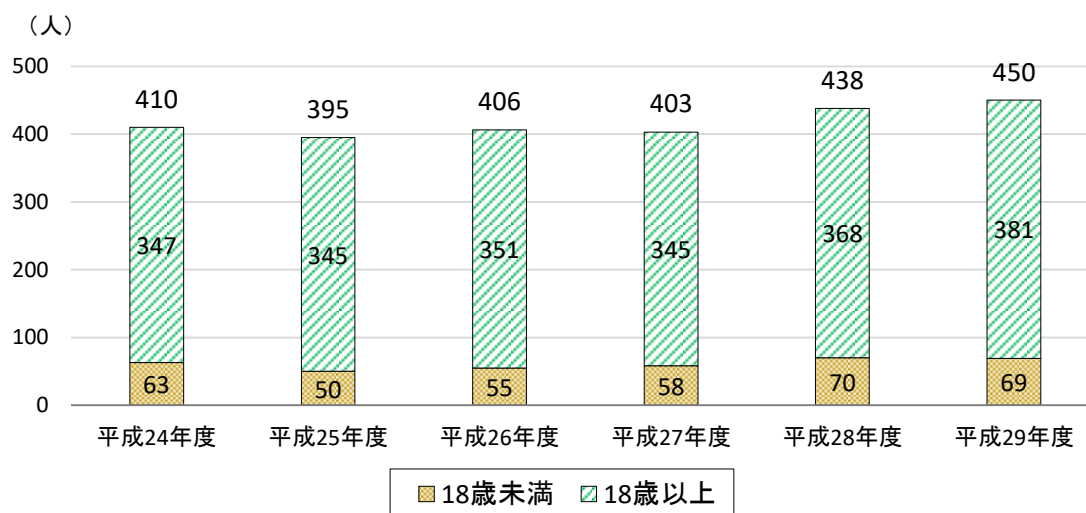
平成29年度の療育手帳所持者数は450人（うち、18歳未満は69人）となっており、平成28年度から増加傾向に転じています。平成24年度と比較すると、40人増加しており、その増加率は10.0%となっています。また、18歳未満の療育手帳所持者数は、前期計画期間（平成27年度～平成29年度）で2割程度増加しています。

障害の等級別（平成29年度）でみると、B1判定が123人、A1判定が122人、A2判定が106人、B2判定が96人、B判定が2人、A判定が1人となっています。

図表5 療育手帳所持者数の推移

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療育手帳所持者数	410人	395人	406人	403人	438人	450人
18歳以上	347人	345人	351人	345人	368人	381人
18歳未満	63人	50人	55人	58人	70人	69人

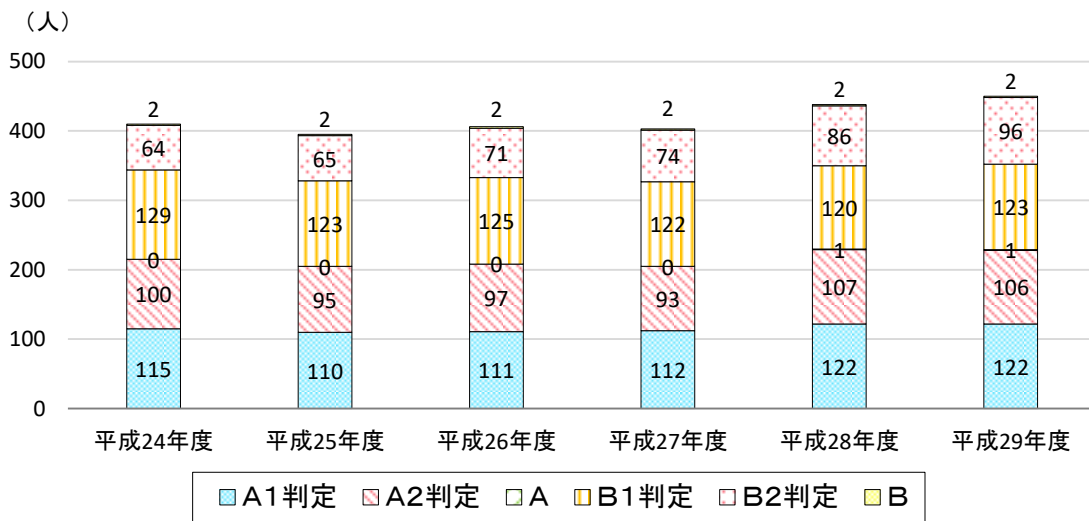
※各年3月31日現在。平成29年度は9月1日現在。



図表6 療育手帳所持者数（障害の等級別）の推移

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A1判定	115人	110人	111人	112人	122人	122人
A2判定	100人	95人	97人	93人	107人	106人
A	0人	0人	0人	0人	1人	1人
B1判定	129人	123人	125人	122人	120人	123人
B2判定	64人	65人	71人	74人	86人	96人
B	2人	2人	2人	2人	2人	2人
合計	410人	395人	406人	403人	438人	450人

※各年3月31日現在。平成29年度は9月1日現在。



#### 4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

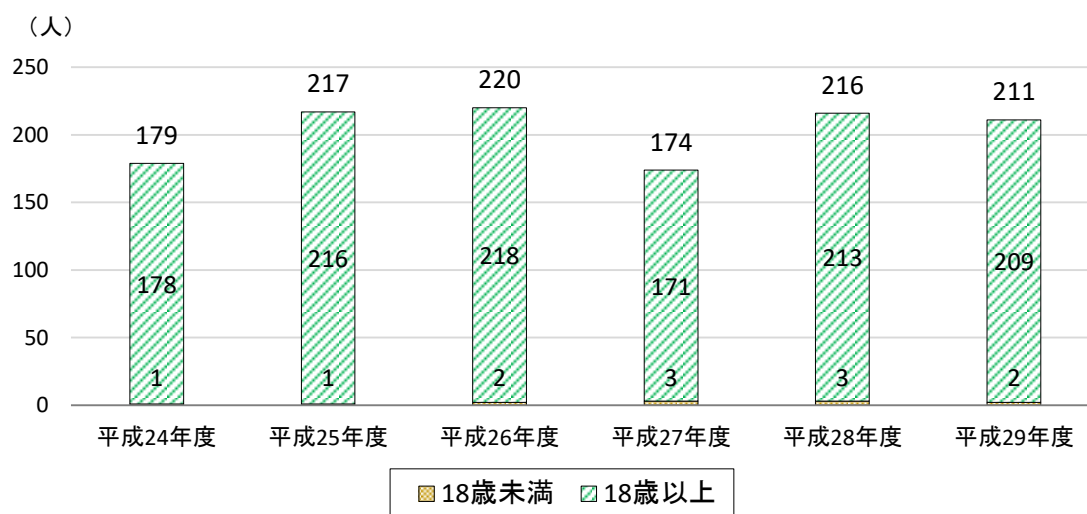
平成29年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は211人（うち、18歳未満は2人）となっており、ここ数年、年ごとに若干の差はみられるものの、平成24年度と比較すると、32人増加しており、その増加率は17.9%となっています。

障害の等級別（平成29年度）で見ると、2級が160人と最も多く、約8割（75.8%）を占めています。次いで、3級が41人、1級が10人となっています。

図表7 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	179人	217人	220人	174人	216人	211人
18歳以上	178人	216人	218人	171人	213人	209人
18歳未満	1人	1人	2人	3人	3人	2人

※各年3月31日現在。平成29年度は9月1日現在。

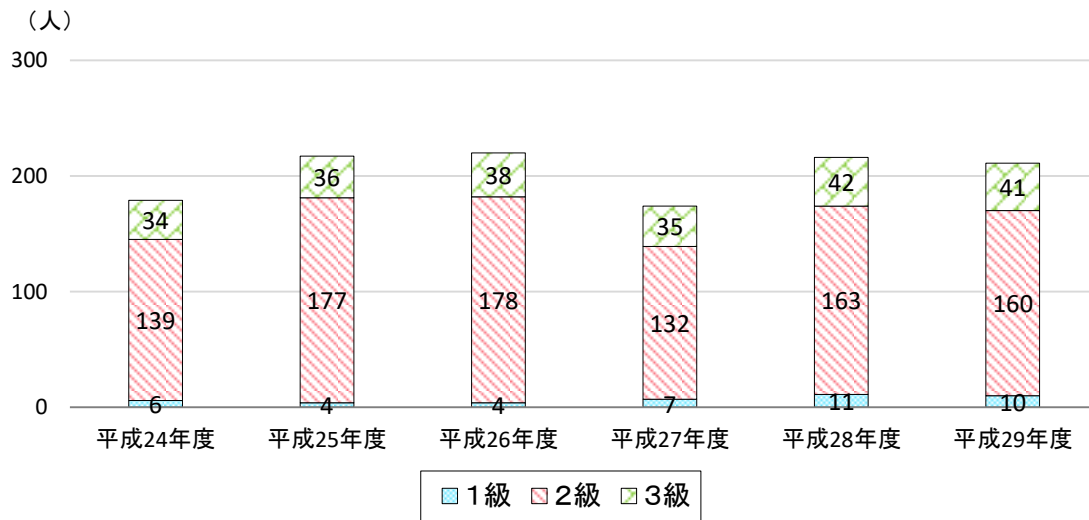




図表 8 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害の等級別）の推移

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 級	6 人	4 人	4 人	7 人	11 人	10 人
2 級	139 人	177 人	178 人	132 人	163 人	160 人
3 級	34 人	36 人	38 人	35 人	42 人	41 人
合 計	179 人	217 人	220 人	174 人	216 人	211 人

※各年 3 月 31 日現在。平成 29 年度は 9 月 1 日現在。



## 第2節 アンケート調査からみた障害者の意識

### 1 調査の概要

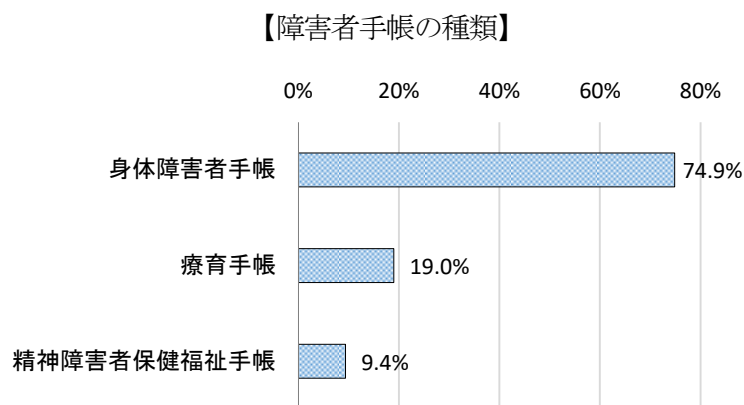
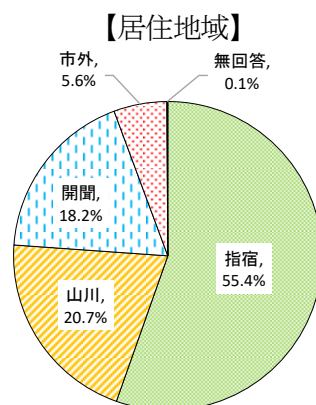
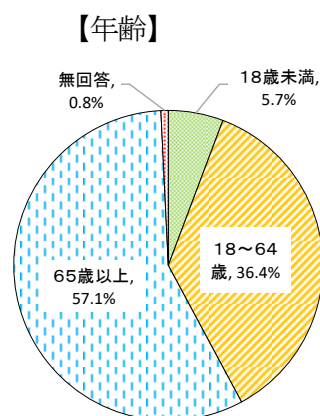
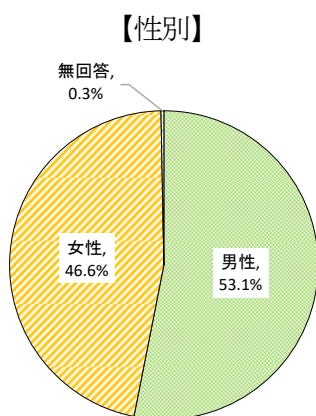
#### (1) 調査方法等

指宿市に在住する障害者・児の中から無作為に1,000人を抽出し、対象者に調査票を郵送し、郵送で回収する方法でアンケート調査を実施しました。

回収数は522サンプル、回収率は52.2%となりました。

#### (2) 回答者の属性

- 性別は、「男性」が53.1%、女性が46.6%となっています。
- 年齢は、「65歳以上」が57.1%と最も多く、次いで「18～64歳」が36.4%、「18歳未満」が5.7%の順となっています。
- 居住地域は、「指宿」が55.4%と最も多く、次いで「山川」が20.7%、「開聞」が18.2%、「市外」が5.6%の順となっています。
- 障害者手帳の種類は、「身体障害者手帳」が74.9%と最も多く、次いで「療育手帳」が19.0%、「精神障害者保健福祉手帳」が9.4%の順となっています。



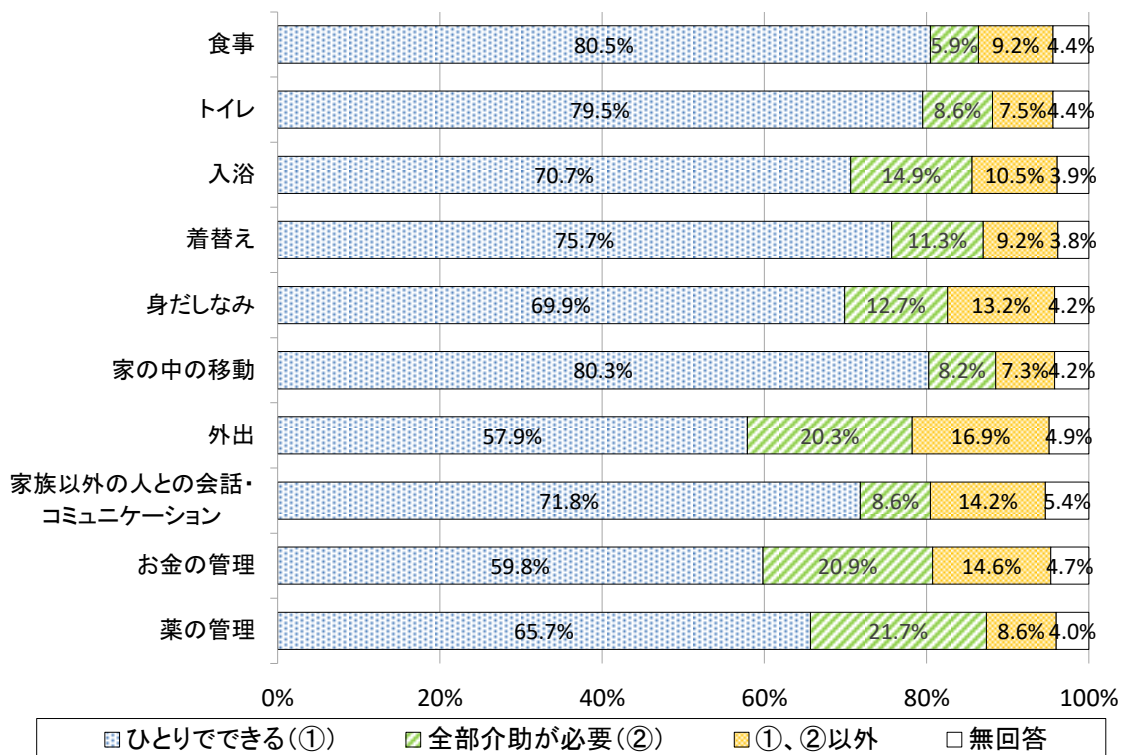
## 2 調査結果の概要

### (1) 日常生活の状況

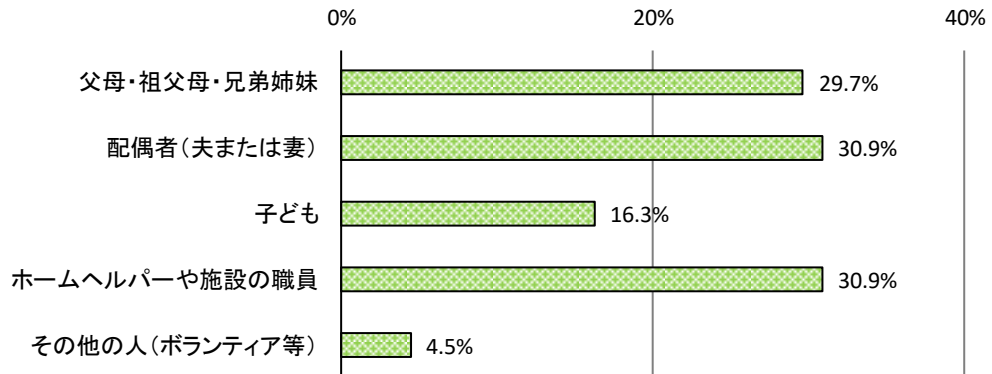
日常生活については、概ね「ひとりでできる」行為が多いですが、そうした中で「外出」や「お金の管理」、「薬の管理」等については、介助を必要とする障害者が多い状況です。しかしながら、3年前に実施した同様のアンケート（以下、「前回アンケート」と言う。）と比較すると、「外出」で8.2ポイント増加するなど、全ての行為で「ひとりでできる」との回答が多くなっています。

また、日常生活で介助を必要とする障害者の主な介護者は、「ホームヘルパーや施設の職員」や「配偶者」、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が多い状況です。前回アンケートと比較すると、「配偶者」や「父母・祖父母・兄弟姉妹」など、家族による介護が増えている状況です。

図表9 日常生活の状況



図表 10 主な介護者（複数回答）



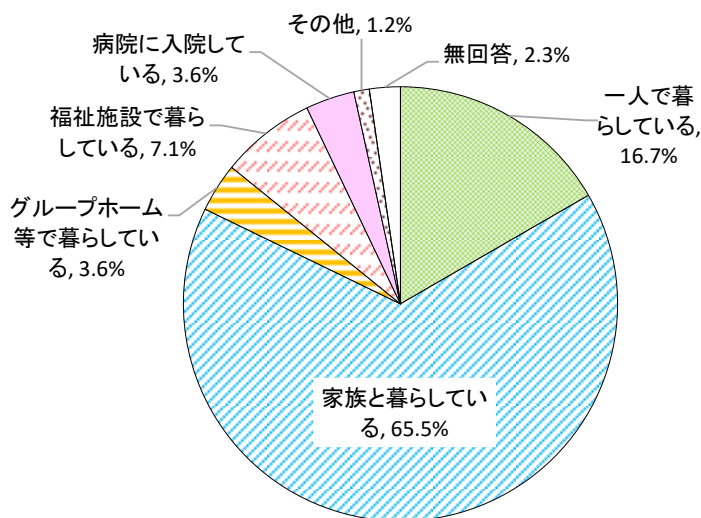
## (2) 居住の状況

障害者の現在の世帯構成は、「家族と暮らしている」が約7割を占めています。一方で「一人で暮らしている」は約2割ですが、年齢別にみると、18歳未満では0.0%、18～64歳では10.5%、65歳以上では22.5%となっており、高齢期の障害者に単身世帯が多いことがうかがえます。

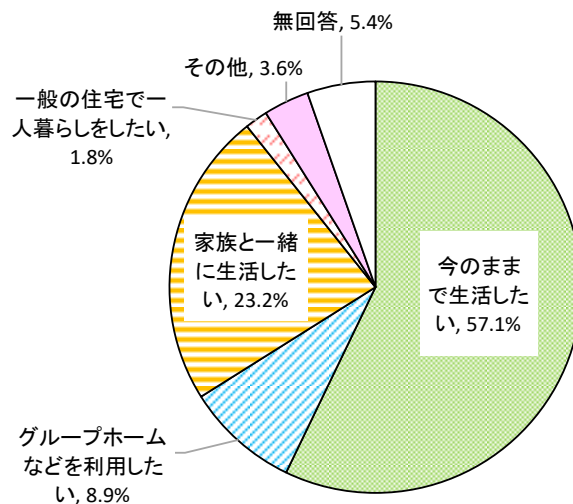
また、現在「福祉施設で暮らしている」、「病院に入院している」と答えた人に、将来暮らしたい場所を聞いたところ、「今のままで生活したい」が約6割を占めていますが、「家族と一緒に生活したい」、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」を合わせると25%の人が転居を望んでいる状況です。

なお、地域で生活するために必要だと思う支援は、「経済的な負担の軽減」や「必要な在宅サービスが適切に受けられること」、「障害者に適した住居の確保」の順となっており、前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向を示しています。

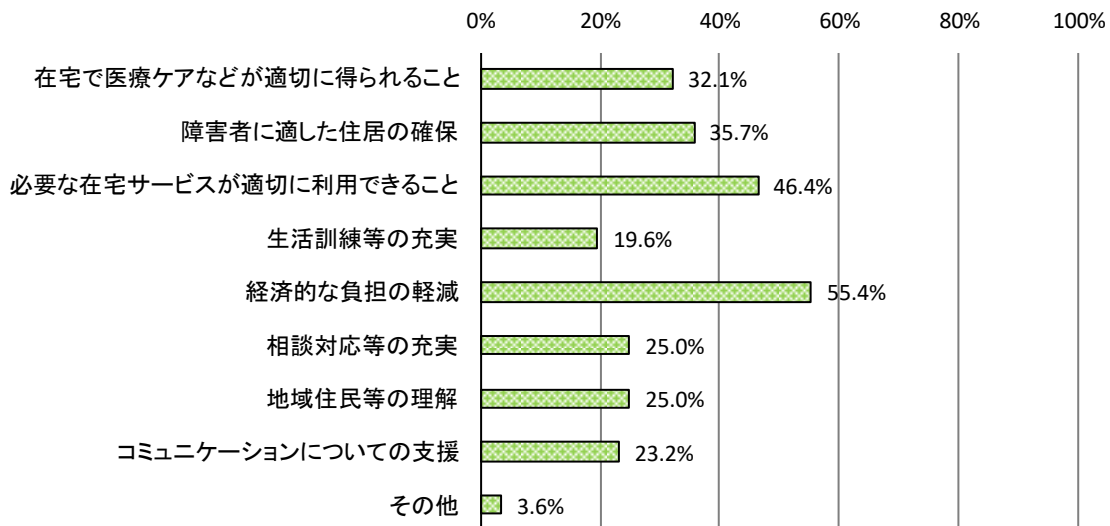
図表 11 現在の世帯構成



図表 12 「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」と答えた人の希望する将来の居住場所



図表 13 地域で生活するために必要だと思う支援（複数回答）



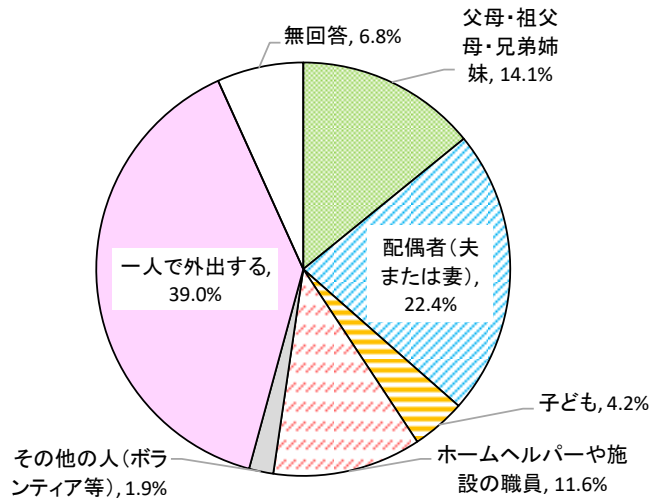
### (3) 外出について

障害者の外出については、「一人で外出する」が約4割ですが、同伴が必要な障害者は約半数を占めています。

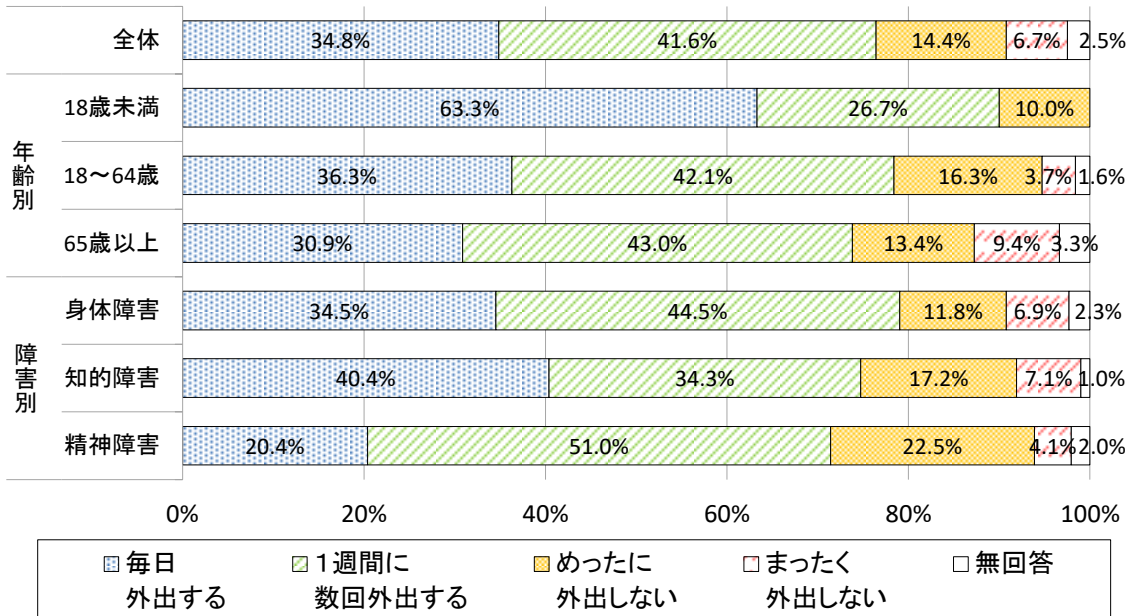
外出の頻度については、「1週間に数回外出する」、「毎日外出する」を合わせると約8割を占めています。しかし、年齢別で見ると、高齢になるにしたがって、外出頻度が少なくなっていることがうかがえます。また、精神障害についても、他の障害に比べ、外出の頻度が少ない状況です。

外出の際に困ることは、「道路や駅に階段や段差が多い」や「公共交通機関が少ない(ない)」、「困った時にどうしたらいいのか心配」の順となっています。障害別にみると、知的障害で「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」との困りごとが多く、精神障害では「周囲の目が気になる」や「発作など突然の身体の変化が心配」といった困りごとが他の障害に比べ、多い状況です。

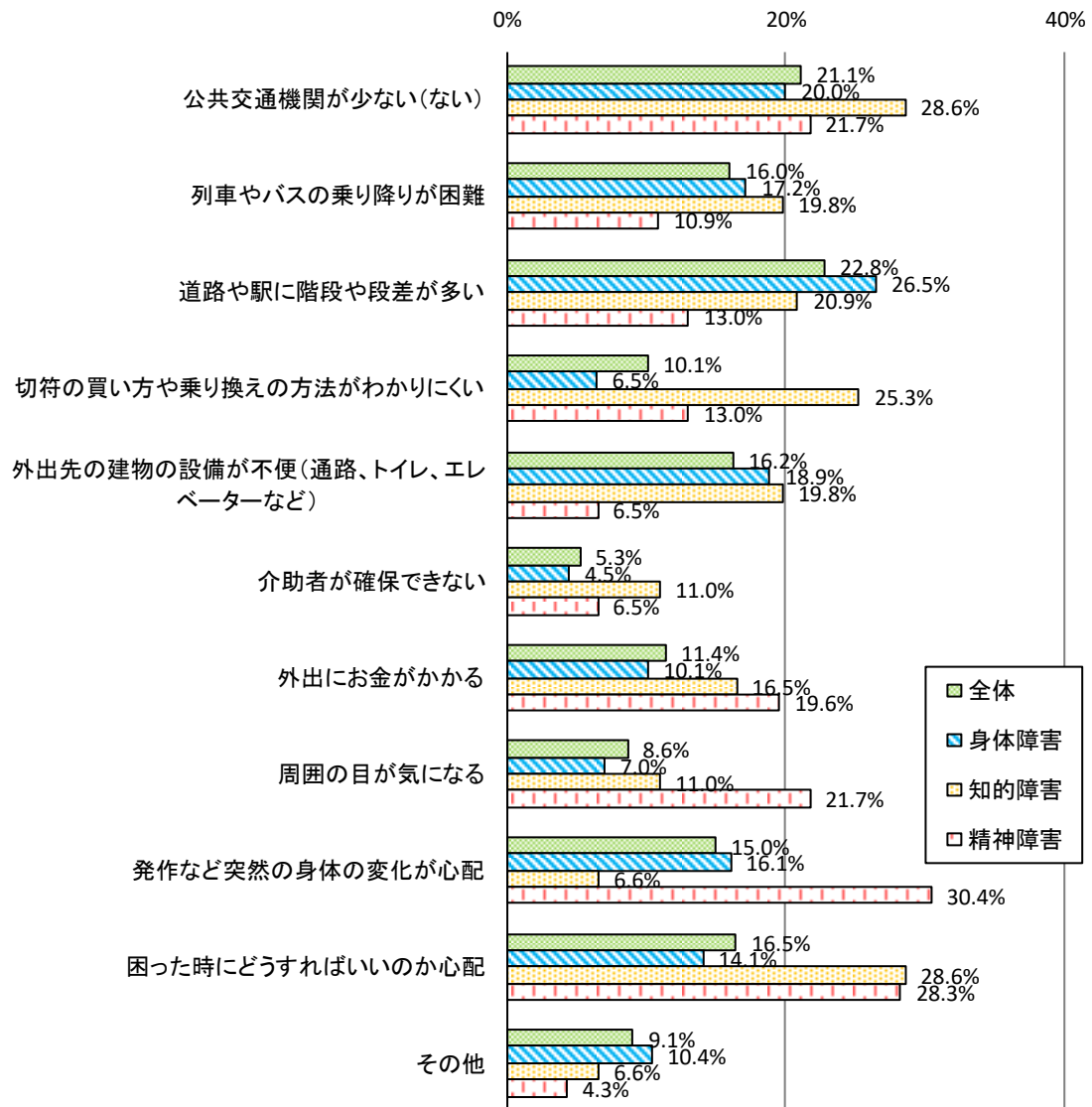
図表 14 外出する際の主な同伴者



図表 15 外出の頻度



図表 16 外出の際に困ること（複数回答）



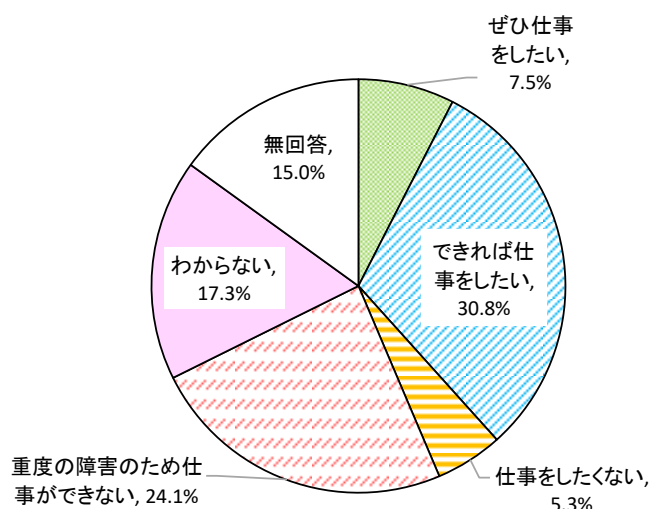
#### (4) 就労について

現在、収入を得て、仕事をしている人は16.3%と約2割を占めている状況です。

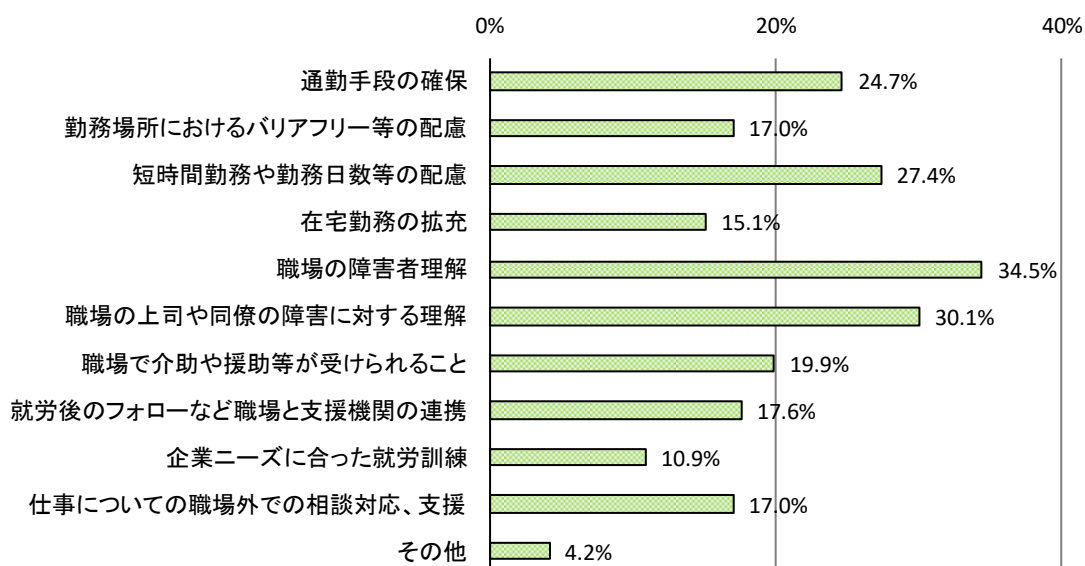
また、現在、就労していない人の就労移行は、「ぜひ仕事をしたい」、「できれば仕事をしたい」を合わせると約4割を占めている状況です。

就労支援に必要な取組としては、「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚の障害に対する理解」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の順となっています。

図表 17 現在就労していない人の収入を得る就労への意向



図表 18 就労支援に必要な取組（複数回答）



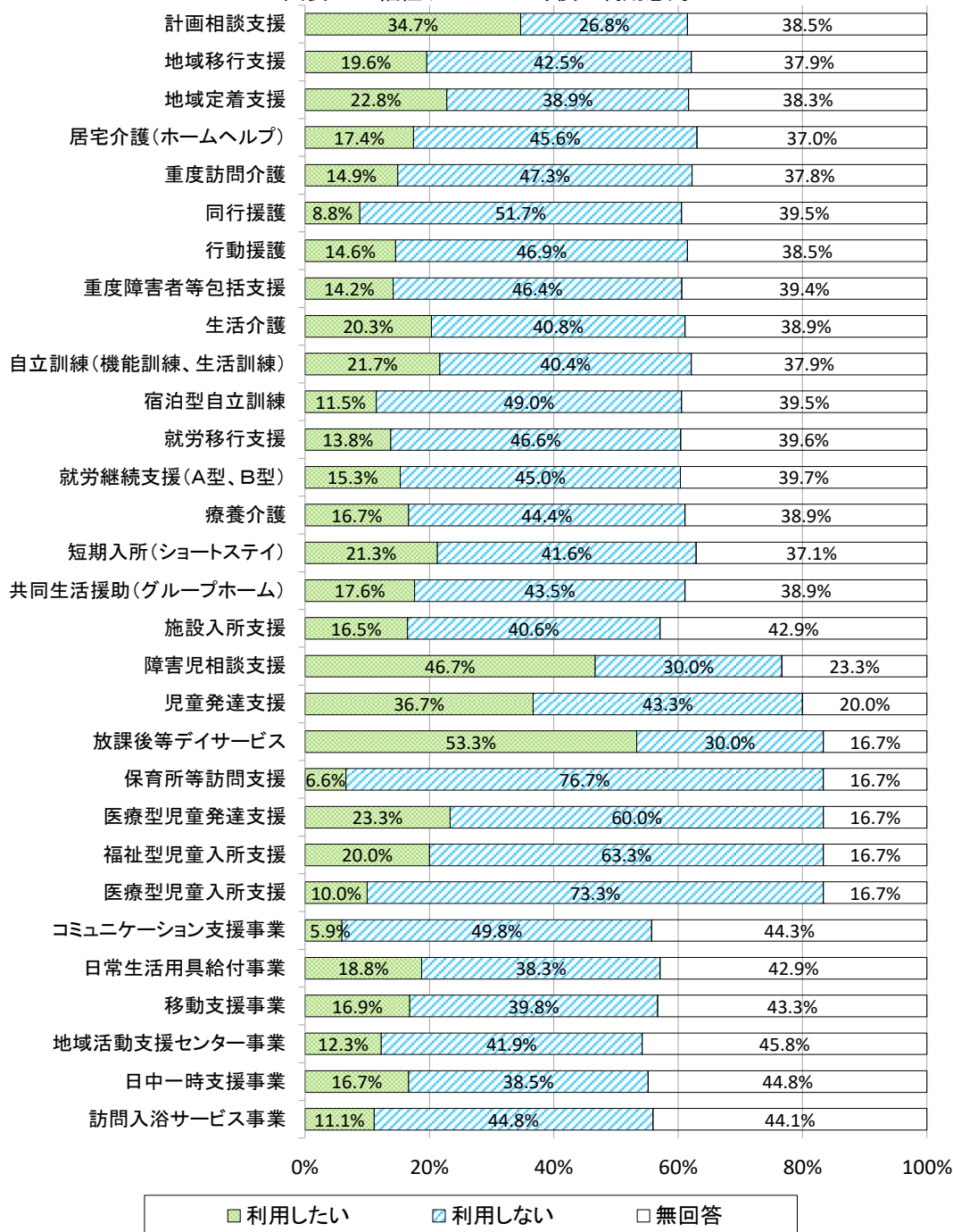


## (5) 福祉サービスの今後の利用意向

福祉サービスの今後の利用動向をみると、「障害児相談支援」や「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」といった障害児を対象とした福祉サービスのニーズが高いことがうかがえます。

ただし、18歳以上のニーズをみると、「計画相談支援」、「地域定着支援」、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」、「短期入所（ショートステイ）」のニーズがそれぞれ2割を超えており、ニーズが高いことがうかがえます。

図表 19 福祉サービスの今後の利用意向



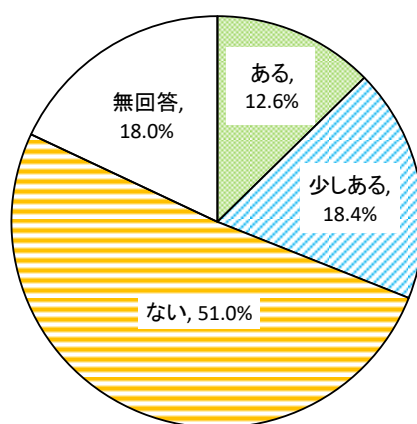
※「障害児相談支援」、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「医療型児童発達支援」、「福祉型児童入所支援」、「医療型児童入所支援」については、18歳未満の回答者のみのデータ。

## (6) 差別や嫌な思いをした場所や場面

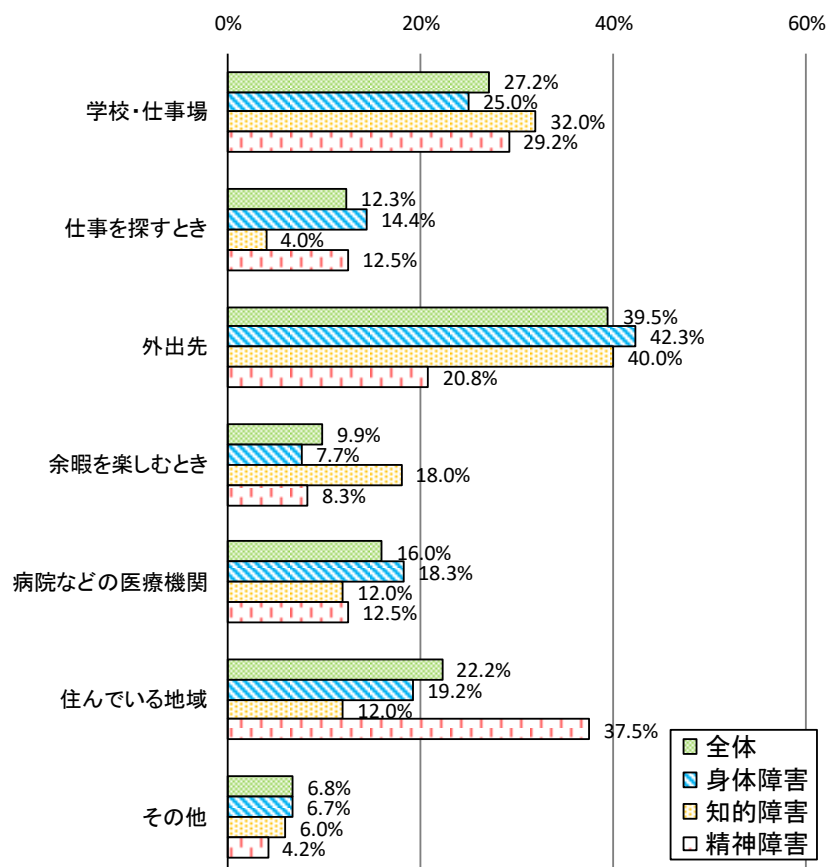
障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無については、約5割の人が「ない」と回答していますが、「ある」「少しある」との回答も約3割程度となっています。

差別や偏見を感じた場所や場面については、約4割の人が「外出先」、約3割が「学校・仕事場」、約2割が「住んでいる場所」などと回答しています。障害別にみると、精神障害で、「住んでいる場所」との回答が、他の障害に比べ多い状況です。

図表 20 差別や偏見を感じたことがあるか



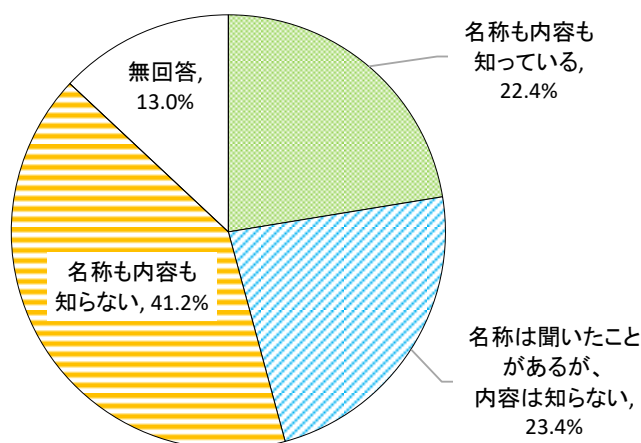
図表 21 差別や偏見を感じた場所や場面（複数回答）



### (7) 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、約4割の人が「名称も内容も知らない」、約2割が「名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答しており、内容を知らない人が6割を超えています。「名称も内容も知っている」と回答した人は約2割となっています。

図表 22 成年後見制度の認知度



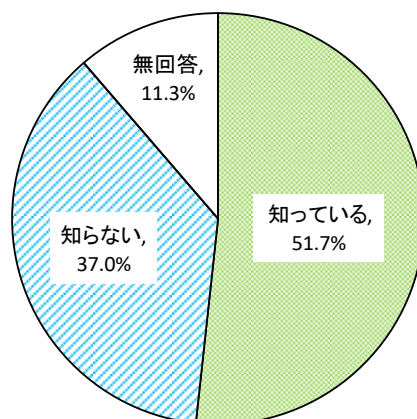
### (8) 災害時の対応について

災害時の避難場所、避難経路の認知度については、約5割の人が「知っている」と回答していますが、4割弱の人は「知らない」と回答しています。

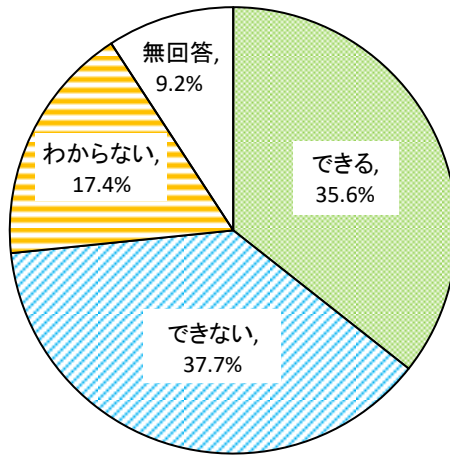
火事や地震等の災害時の一人での避難は、「できる」、「できない」との回答とも4割弱となっています。また、「わからない」との回答も2割弱となっています。

火事や地震等の災害時に困ることは、約4割の人が、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「投薬や治療が受けられない」と回答しています。

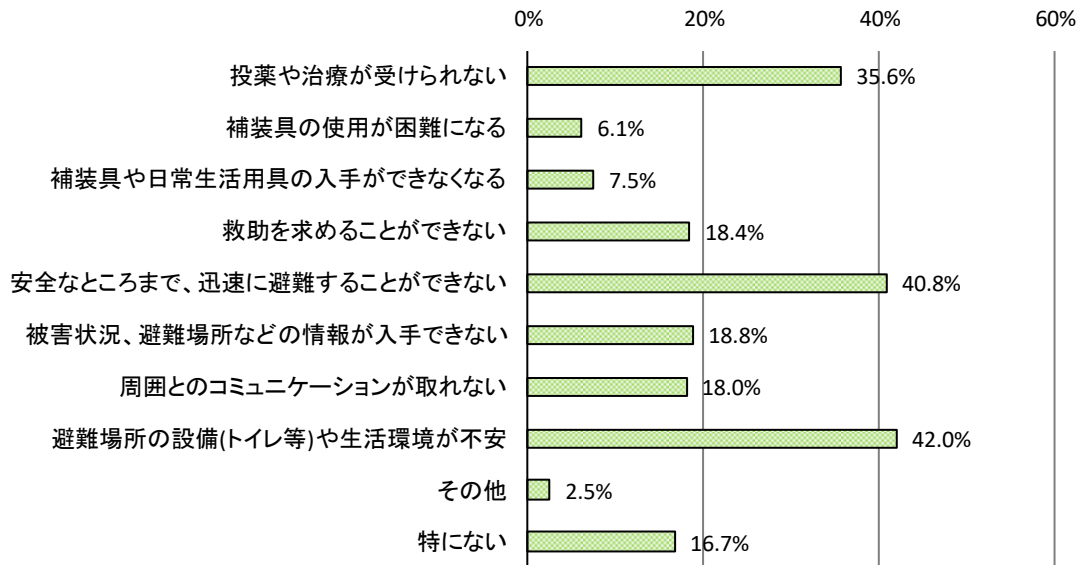
図表 23 災害時の避難場所、避難経路の認知度



図表 24 火事や地震などの災害時の一人での避難



図表 25 火事や地震などの災害時に困ること



## 第3節 将来予測

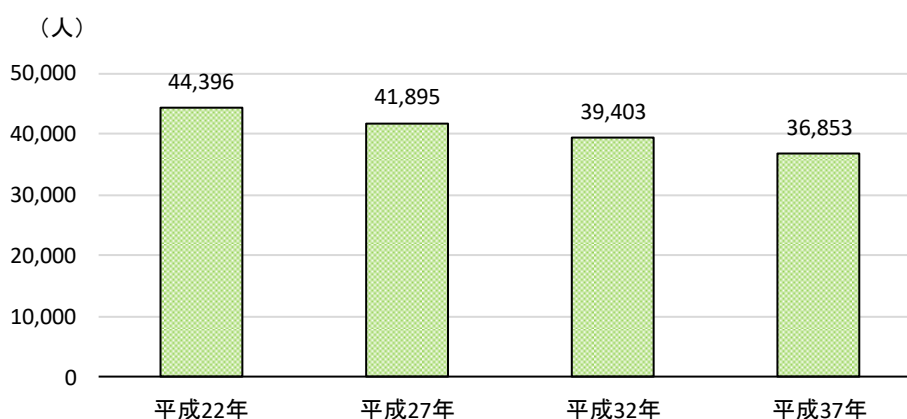
### 1 指宿市の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の国勢調査を基にした推計によると、人口減少の傾向は今後も続く予測されており、平成37年には36,853人まで減少すると予測されています。

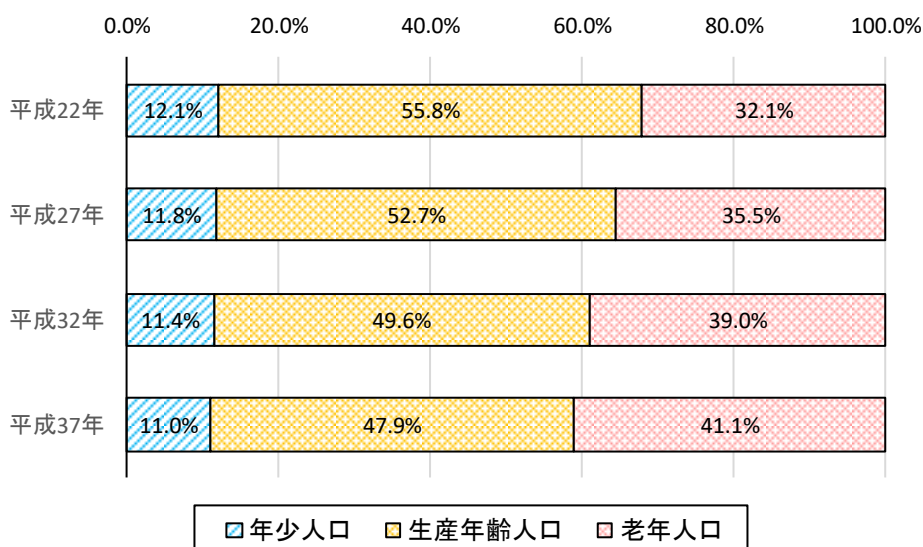
また、同研究所の推計によると、平成37年には年少人口（0～14歳）が4,060人（11.0%）、生産年齢人口（15～64歳）が17,637人（47.9%）、老年人口（65歳以上）が15,156人（41.1%）となることが予測されています。

平成22年と平成37年を比べると、年少人口が1,313人、生産年齢人口が7,134人減少したのに対して、老年人口は904人増加しています。それに伴って総人口に占める割合は、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の占める割合が大幅に増加することが予測されます。

図表26 総人口の推計



図表27 年齢階層別人口構成の推移

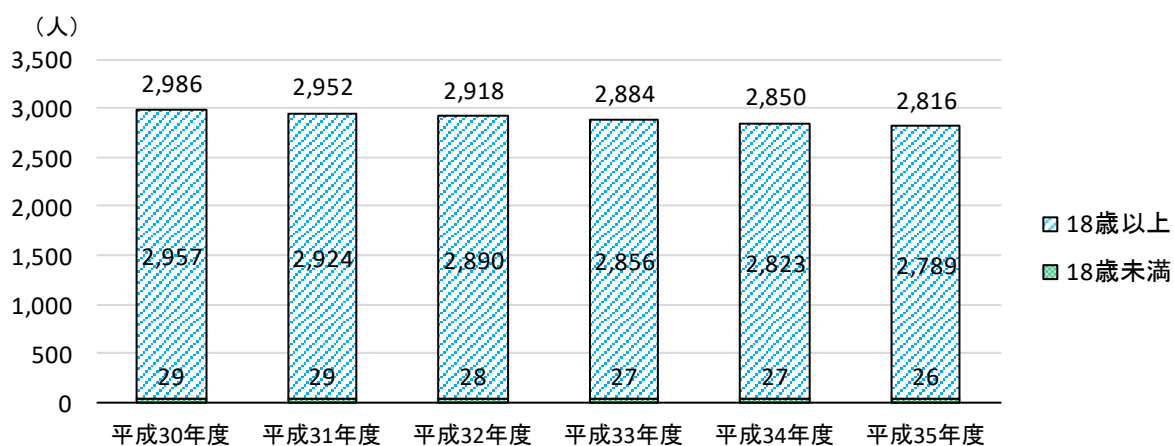


## 2 障害者数の推計

### (1) 身体障害者

計画期間中の身体障害者数は、平成30年度が2,986人、平成31年度が2,952人、平成32年度が2,918人と予測され、わずかずつではありますが減少することが予測されます。

図表 28 身体障害者数の推移



図表 29 年齢構成別の身体障害者数の推移

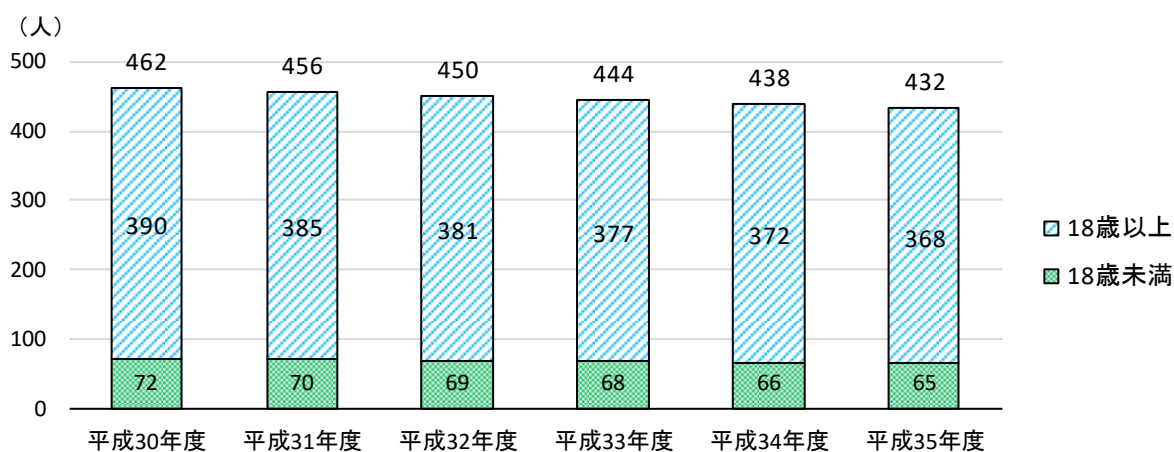
身体障害者	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
18歳未満	29人	29人	28人	27人	27人	26人
18歳以上	2,957人	2,924人	2,890人	2,856人	2,823人	2,789人
合計	2,986人	2,952人	2,918人	2,884人	2,850人	2,816人

※国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基に、平成29年度における身体障害者の割合で算出した。

## (2) 知的障害者

計画期間中の知的障害者数は、平成 30 年度が 462 人、平成 31 年度が 456 人、平成 32 年度が 450 人と予測され、わずかずつではあります減少することが予測されます。

図表 30 知的障害者数の推移



図表 31 年齢構成別の知的障害者数の推移

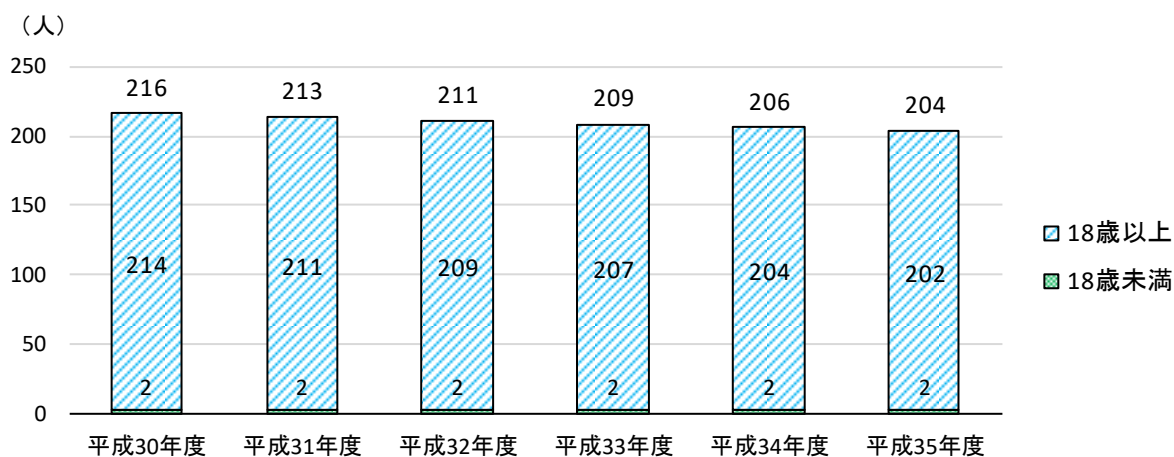
知的障害者	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
18 歳未満	72 人	70 人	69 人	68 人	66 人	65 人
18 歳以上	390 人	385 人	381 人	377 人	372 人	368 人
合計	462 人	456 人	450 人	444 人	438 人	432 人

※国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基に、平成 29 年度における知的障害者の割合で算出した。

### (3) 精神障害者

計画期間中の精神障害者数は、平成30年度が216人、平成31年度が213人、平成32年度が211人と予測され、わずかずつではあります減少することが予測されます。

図表 32 精神障害者数の推移



図表 33 年齢構成別の精神障害者数の推移

精神障害者	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
18歳未満	2人	2人	2人	2人	2人	2人
18歳以上	214人	211人	209人	207人	204人	202人
合計	216人	213人	211人	209人	206人	204人

※国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基に、平成29年度における精神障害者の割合で算出した。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

第二次指宿市総合振興計画（平成28年度～平成37年度）は、基本理念として「豊かな資源が織りなす食と健幸のまち」を掲げ、温泉や肥沃な大地等の恵まれた自然環境を守りながら、これらが生み出す魅力ある「食」や「健康」を様々な分野に生かしていくことを重視した新しいまちづくりを進めています。また、障害福祉に関しては、「障害者が、その有する能力に応じ、自立した日常生活や社会生活が営めるよう、必要なサービス・情報の提供、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の充実および地域での支援体制の充実に努め」ること、また、「障害者の社会参加や地域活動等に対し助成するとともに、閉じこもりがちな障害者の社会参加を支援」することを障害福祉分野の基本方針として設定しています。

本計画は、第二次指宿市総合振興計画を基本としつつ、障害者等が社会のあらゆる分野での参加を保障され、平等な社会が実現されることをめざす「完全参加と平等」を基本とし、障害の有無に関わらず、全ての人が平等に権利と義務を、能力に応じて補い合い、助け合って生きていく地域社会をつくっていくという「ノーマライゼーション」と、障害者の身体的・精神的・社会的な適応能力を回復することにとどまらず、障害者がそれぞれの年代のあらゆる生活段階において、人間らしく生きる権利の回復を図る「リハビリテーション」の理念を継承します。

さらに、「ノーマライゼーション」の理念を具現化していくよう、全ての市民が地域において、生き生きと自立した生活を送るために、誰も排除されない、誰も差別されない社会、ともに生き、支え合う社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）をめざして、

**「住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる共生社会をめざして」**

を計画の基本理念とします。



## 2 施策の方針

基本理念の実現を目指して本市で取り組む障害者施策の基本的な方向として、施策の方針を次のように定めます。

### (1) 社会のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず、市民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化の推進を図ります。

また、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくりを推進します。

地域社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、市内企業、市民団体等の取り組みを積極的に支援します。

### (2) 利用者本位の支援

住み慣れた地域での自立した生活を支援することを基本に、障害者等のニーズに対応して、ライフサイクルの全段階を通じ総合的かつ適切な支援に努めます。

支援の実施に当たっては、利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できるよう、相談、利用援助などの体制づくりを推進します。

利用者のニーズに沿った多様かつ十分なサービスを確保するため、地元企業等の活用を含め、市内関係機関・団体等と連携・協力してサービス供給主体の拡充を図ります。また、地域の実情に即した適切なサービス体制を構築するため、NPOや地域住民団体との連携協力を推進します。

### (3) 誰もが自分らしく生き生きと生活できるまちづくり

個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策を推進します。

また、現在障害者施策の対象となっていない方に対しても、障害の特性やニーズ、生活環境等必要性を踏まえ適切に対応します。

### (4) 総合的かつ効果的な施策の推進

障害種別等によりサービス水準の格差が生じないように計画的・総合的に施策を推進するほか、効果的な相談支援、サービス提供体制の整備に努めます。

また、地域における効果的かつ効率的な施策推進の観点から、高齢者、児童等に関する他の計画との整合性に留意し、教育、福祉、医療、雇用・就業等の関係機関相互の緊密な連携を図ります。

### (5) 地域共生社会をめざして

福祉ニーズの多様化、複雑化や人口減少社会が進む中、新しい地域福祉の概念である“障害者や高齢者・子どもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合

う社会（地域共生社会）”を目指して、他人事になりがちな福祉をはじめとした地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組めるような仕組みを作っていくとともに、地域住民の福祉活動への支援や公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていきます。

### 3 重点的に取り組むべき課題への対応

#### (1) 活動し参加する力の向上

##### ① 疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーション

障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・治療や交通・労災事故等の防止対策の推進に努めます。

障害の重度化を予防し、その軽減を図るため、障害の早期発見及び障害に対する医療、医学的リハビリテーションの提供を推進します。

障害の原因となる疾病等の予防・治療、障害の軽減等に関する研究開発の促進を図ります。

##### ② 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進

障害者等の多様なニーズに適合する各種福祉用具や機器等研究開発を促進するとともに、国際標準のガイドラインによる誰もが利用しやすい製品、サービスの普及を促進します。

##### ③ IT革命への対応

急速に進展する高度情報通信社会において障害者の社会参加を一層推進するため、デジタルディバイド（ITの利用機会及び活用能力による格差）解消のための取組を推進します。

ITの利用・活用が障害者の働く能力を引き出し、経済的自立を促す効果は大きいことから、その積極的な活用を促進します。

また、障害者等が地域で安全に安心して生活できるよう、ITの活用による地域のネットワークの構築を促進します。

#### (2) 活動し参加する基盤の整備

##### ① 自立生活のための地域基盤の整備

障害者等が地域において自立し安心して生活できることを基本に、その基盤となる住宅、公共施設、交通等の基盤整備を一層推進するとともに、障害者本人、ボランティア、地域住民の参加の下に関係機関の緊密な地域的協力により障害者の日常生活の支援体制を充実します。

また、障害者等の自立に重要な役割を担う家族に対する支援策の充実を図り、家庭における障害者等の自立への取組を支援します。

## ② 経済的自立基盤の強化

地域での自立した生活を可能とするためには経済的な基盤の確立が不可欠であり、雇用・就業、年金、手当等により経済的に自立した生活を総合的に支援します。

このため、IT等の活用や市内企業との連携による職業能力開発を強化するとともに、福祉、医療、教育など関係分野の連携による支援体制を構築することにより、障害者等の働く力の向上を支援します。

## ③ 地域共生社会の実現

障害者が就労や社会活動、余暇活動を通して、住み慣れた地域で生きがいのある暮らしを送ることができるよう、庁内の各部課及び関係機関と連携し、個々人の思い描くライフスタイルに応じた多様な働き方への支援や社会活動、余暇活動を通じた地域共生社会の実現に努めます。

## (3) 精神障害者施策の総合的な取組

精神障害者に係る保健・医療、福祉など関連施策の総合的かつ計画的な取組を促進します。

入院医療中心から、地域における保健・医療・福祉を中心とした施策を推進し、退院・地域移行を可能とするためのサービス基盤整備を促進します。



## 4 施策体系



# 第4章 施策の総合的な展開

## 第1節 啓発・広報

### 【現状と課題】

障害のある人をはじめ、誰もが住みよい平等な社会をつくっていくためには、障害について正しい知識を広めるとともに、障害者に対する理解を深めていくことが重要です。そのため、障害のある人とのふれあいや交流を促進するとともに、様々な機会における啓発・広報活動の充実が求められます。

また、「障害者週間」等における啓発活動や学校における福祉教育を推進するとともに、市民及び障害者自身のボランティア活動を推進する必要があります。

### 【施策の方針】

ノーマライゼーションの理念の浸透をめざし、「社会参加と共生」の視点に立って、市民の障害や障害者に対する理解が一層深まるよう、様々な機会をとらえ、啓発・広報の充実を図るとともに、障害者が必要な情報を入手できるよう、情報提供の充実を図ります。

### 【基本施策】

#### 1 啓発広報の推進

施策項目	施策の内容
①啓発・広報の充実	・広報紙、ホームページ、社協だより等の積極活用、ふれあいフェスタ等関係機関や福祉団体の行う行事への積極参加、啓発用パンフレットの作成・配布、障害者等と市民が日常的に直接ふれあう機会の創出などを通して、障害者等に対する理解の促進を図ります。
②障害者週間の啓発	・毎年12月3日～9日の「障害者週間」の意義を再認識し、障害者団体・地域住民・ボランティア団体等が開催するイベントへの市民の積極的な参加を求めるとともに、関係団体との連携を強化し、啓発・広報の推進に努めます。 ・また、広報紙を通じて「障害者週間」の意義の周知・徹底を図り、障害者等との交流、理解の促進を図ります。

## 2 福祉教育の推進

施策項目	施策の内容
①学校教育における福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等に対する正しい理解を深めるためには、小学校低学年からの福祉教育が必要です。</li> <li>・ 学校教育において、児童・生徒に対し、特別支援教育についての理解と認識を深めるため、福祉に関する副読本の配布、手話交流学習の開催、障害者等との交流会などを推進し、福祉教育の充実を図ります。</li> </ul>
②各種講座の開催等による啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種講座の開催や講座等において、映画・フィルム等のライブラリーの積極活用を推進するとともに、県関係機関と連携を密にし、市民の特別支援教育に対する理解と認識を深める啓発活動に努めます。</li> </ul>

## 3 ボランティア活動の推進

施策項目	施策の内容
①ボランティア養成講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市におけるボランティアの活動は、主として地域清掃や慰問等を行っていますが、今後は、地域のボランティア団体や身体障害者福祉協会などと連携し、音訳、点訳、手話、要約筆記等、障害者等のニーズに対応できるボランティアの養成講座を計画的に開催していきます。</li> </ul>
②ボランティア情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページ等を利用し、ボランティア登録団体や養成講座の開催等の情報を提供します。</li> </ul>
③近隣保健福祉ネットワーク等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「近隣保健福祉ネットワーク」等を活用し、在宅福祉アドバイザーや民生委員の見守り活動を通じて、みんなで支え合う地域づくりを推進します。</li> </ul>

## 第2節 生活支援

### 【現状と課題】

障害者等が自立した生活を営むために、国・地方自治体・地域における様々な支援体制が必要です。特に、施設入所している障害者等が地域に移り住むための支援体制は、重要な課題となっています。障害者等は心身の状態により、食事、排せつ、入浴、服薬、外出等さまざまな生活支援を必要としますが、障害者等の生活を支えているのは、高齢化などさまざまな困難を抱える家族が担っている状況にあります。このため、地域全体で障害者や家族を支援する体制の充実が課題となっています。この課題を解消するために、市、障害者団体、社会福祉協議会、民間福祉事業者、ボランティア団体や地域住民等が連携しながら、それぞれの機能に応じて役割を分担して、地域で障害者等の生活を支えることができる体制の充実が必要です。

### 【施策の方針】

障害者等の自立した生活を支える体制の整備や障害者等が住みなれた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、在宅支援の充実に努めるとともに、既存施設の活用等を視野に入れながら、市や関係団体等と連携し、障害に応じた施設整備の充実に努めます。

### 【基本施策】

#### 1 生活支援体制の整備

施策項目	施策の内容
①地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・民生委員や在宅福祉アドバイザーの訪問を通して、安否確認や福祉情報の提供を行います。</li><li>・高齢者・障害者・障害児等の福祉サービスについて、相互または一体的に利用しやすく、地域全体で地域住民が主体的に地域課題解決を試みる「我が事・丸ごと」の仕組み作りを検討します。</li></ul>
②相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者が自立した日常生活または社会生活が営めるよう、情報提供や相談支援事業の充実に図ります。</li><li>・相談窓口の周知と利用促進を図るとともに、障害者等が安心して相談できる体制の充実に努めます。</li><li>・「基幹相談支援センター」の設置等については、南薩地域の自治体と連携しながら、整備を検討します。</li><li>・障害者等の権利擁護の促進を図ります。</li></ul>



③医療費助成および諸手当の支給	・ 障害者の経済的な支援対策として、必要な医療費の助成および諸手当の支給を行い、障害者の福祉の向上を図ります。
④障害者等の施設退所後の生活支援	・ 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方等を対象に、定期的に居宅を訪問し、支援を行います。

## 2 在宅支援の充実

施策項目	施策の内容
①在宅支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）は、障害者総合支援法に基づき実施します。</li> <li>・ 障害者総合支援法による在宅支援（介護・訓練・医療・補装具給付）の充実と必要に応じた適切な利用促進に努めます。</li> <li>・ 地域生活支援事業（地域活動支援センター・移動支援・コミュニケーション支援・日常生活用具給付・相談支援事業等）の充実と必要に応じた適切な利用促進に努めます。</li> </ul>
②障害児通所支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）を充実し、障害児等の保護者などからの相談、関係機関との連携、児童の心身の状況に応じたケースマネジメント（個別計画）など、幼児期から学齢期までの一貫した障害児支援体制の強化に努めます。</li> <li>・ 障害児等療育支援事業を活用し、相談や支援体制の充実に努めます。</li> </ul>
③福祉用具の給付・貸与等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等の自立生活を支援するために、身体的機能を補い、身の回りの処理や移動などの日常生活を容易にする補装具、日常生活用具の給付・貸与等を行います。</li> </ul>

### 3 施設支援の充実

施策項目	施策の内容
①障害者の就労継続支援施設等の整備	・在宅生活を支援する自立訓練施設、就労継続支援施設は民間活力を活用しながら充実に努めます。
②生活の場の確保	・障害者の生活の場として、関係団体と連携しながら既存建物の活用を視野に入れ、民間活力によるグループホーム等の居住場所の設置、確保に努めます。
③福祉施設における地域住民等との交流	・福祉施設と地域の結びつきを緊密なものとするため、地域住民等との活発な交流を促進します。



## 第3節 生活環境

### 【現状と課題】

障害者等が地域で安心して暮らすためには、住みやすい住宅の確保と、障害者等の日常生活や社会生活における自由な活動を制約している様々な障壁を取り除くことが重要です。そのために、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を促進し、障害者が自分の意思で自由に行動し、社会に参加することができる心豊かで住みよい福祉のまちづくりを、市民と一体となって推進していくことが必要です。

近年、多発する地震災害をはじめ、台風、豪雨等の自然災害や火災、事故等に対し、障害者の安全を確保するためには日頃の備えが重要です。障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、緊急時の救助・救援体制や避難誘導體制、避難経路・避難場所の確保等について日頃から整備、訓練しておくことが必要です。

また、悪質な訪問販売や振り込め詐欺等の女性や高齢者等を狙った犯罪や消費生活に関するトラブルが増えています。警察をはじめとする関係機関・団体と連携し、犯罪やトラブルの未然防止に努めるとともに、障害者に対する注意の喚起や情報の提供、相談体制の充実等を通して障害者が地域社会で安心して生活できる生活環境づくりを進めることが必要です。

### 【施策の方針】

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

思いやりの心の醸成などソフト面と建物や道路など公共的施設等のバリアフリー化を促進し、障害者等が自分の意思で自由に行動し、参加できる安全で快適なバリアフリー空間の創出を図ります。

また、障害者等を事故、犯罪、災害などから守るため、地域ぐるみの防犯、防災体制の整備や災害対策を推進します。

### 【基本施策】

#### 1 建築物等の整備

施策項目	施策の内容
①公共施設等におけるバリアフリー化の推進	・市役所庁舎、公民館、図書館、公園、文化・スポーツ施設など公共施設等におけるバリアフリー化の推進に努めます。また、病院や大型店舗等の民間施設についても、「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に準拠した整備について周知を図ります。

<p>②住宅環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅は生活の拠点であり、「障害者向け住宅」の整備促進は重要な施策です。今後、障害者の住宅需要を的確に把握し、構造・設備等に配慮します。</li> <li>・既存の住宅については、障害者等の居住性向上の為、安全性とバリアフリー化の確保に努めます。</li> <li>・障害者等や高齢者が安心して快適に生活できるような住宅を整備する趣旨により、鹿児島県が策定した設計指針「鹿児島県福祉のまちづくり条例」について普及を図り、必要に応じて住宅相談等を実施します。</li> <li>・障害者の持ち家取得の促進と、居住水準の向上のための住宅改修を進めるため、「生活福祉資金貸付制度」等各種制度の周知や活用を図るとともに、障害者向け住宅の整備・改善に対する情報提供や援助・助言に努めます。</li> <li>・住宅金融公庫融資における障害者と同居世帯に対する割増貸付などの普及促進を図り、住み慣れた地域で安心して生活できる住環境の整備を進めます。</li> </ul>
-----------------	--

## 2 移動・交通対策の推進

施策項目	施策の内容
<p>①道路環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等の自立と社会参加を促し、生活圏の拡大を図るため、法令や各種ガイドライン等に基づき、移動ニーズへの対策を講じます。</li> <li>・障害者等が安全に歩行できる歩行空間の確保に努め、障害者用マップ等を利用し、快適な日常生活や積極的な社会参加ができるまちづくりを進めます。</li> <li>・視覚障害者用音響信号機等の設置をさらに推進するとともに、誰もが使いやすい道路、交通環境の整備に努めます。</li> </ul>
<p>②移動に関する各種援助策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の屋外での移動を円滑にするため、移動支援事業、自動車改造費助成事業、福祉有償運送等の各種援助策を実施します。</li> </ul>

### 3 防犯・防災体制の充実

施策項目	施策の内容
①交通安全・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者が安全かつ安心して暮らせるよう、警察をはじめとする関係機関・団体と連携し、交通安全意識や防犯意識の高揚を図り、交通安全対策の充実、強化、犯罪の未然防止に努めます。</li> </ul>
②消費生活対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市・県消費生活センターや法テラス、警察署等の関係機関と連携の下、消費生活に関する情報の収集を行い、市広報紙やホームページ等を活用した情報提供に努めます。</li> <li>・消費生活に関するトラブルの未然防止や問題解決について、消費生活相談業務の充実に努めます。</li> </ul>
③防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障害者等、外国人など、災害時の行動に手助けを要する人が増えていることから、「災害時要支援者避難支援プラン」を作成するとともに、市社会福祉協議会の「地域福祉支援システム」の情報を消防関係者と共有して、安全かつ迅速な避難を支援します。</li> <li>・住宅火災による死傷者の発生を防止するため、防火思想の普及を図るとともに、住宅等の防火診断を推進します。</li> <li>・防火機器等の設置を推進し、ホームヘルパーなどと連携して、障害者のいる家庭等の所在の積極的な把握により、役割に応じた安全対策を進めます。</li> <li>・防火知識の向上と災害時の的確な対応を図るため、障害者のいる家庭や施設職員等の関係者に対して、防火教育・訓練を実施します。</li> <li>・緊急通報装置の整備、火災・急病などの緊急時に「おたすけくん」等により電話回線を通じて、直接消防機関も通報できる緊急通報体制等整備事業を促進します。</li> <li>・火災等の緊急時に、地域住民による自主的な救出・援護等の活動を実施するための自主防災組織を整備し、地域の協力体制の整備を推進します。</li> </ul>

## 第4節 教育・療育

### 【現状と課題】

障害のある子どもの障害の重度化を防ぐためには、早期発見から円滑に療育につなげていくことが重要です。市では乳幼児健診の際、発達障害が疑われる乳幼児に対し早期療育を勧め、児童発達支援事業所での療育を実施していますが、今後とも、関係機関と連携を図り、障害児や発達障害が疑われる児童の早期発見・早期療育に努めることが必要です。

また、近年の障害の重度・重複化や多様化の状況も踏まえ、障害の種類や程度等に応じて乳幼児期から一貫した教育や療育を行うとともに、障害のある子どもやその保護者に対する相談支援の体制整備が必要です。

学校教育においては、特別支援教育に移行する中で、障害のある子どもが地域の中で自分らしく生活していけるよう、一人ひとりの個性を尊重し、それぞれのニーズを的確に把握するとともに、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる教育環境の一層の充実を図る必要があります。

### 【施策の方針】

関係機関が連携して障害の早期発見・早期療育の推進を図ります。

また、障害のある子どものニーズや特性に応じ、きめ細やかな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫して計画的に教育や療育が行えるよう、相談支援体制の充実に努めます。

### 【基本施策】

#### 1 幼児教育

施策項目	施策の内容
①障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害のある乳幼児が保育所入所できる体制づくりの構築に努めます。</li><li>・ 関係機関が連携して障害の早期発見、早期療育の推進を図り、障害のある乳幼児のニーズや特性に応じ、きめ細やかな教育や療育が行えるよう支援体制の強化に努めます。</li></ul>
②療育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害のある乳幼児または発達障害が疑われる乳幼児の早期療育のため、児童発達支援の充実に努めます。</li></ul>

③障害児就学相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害を克服・改善するための療育相談や指導方法、就学等について相談に応じるため、教育委員会、児童相談所など県の機関との連携を密にし、巡回教育相談・訪問教育相談を実施します。</li> </ul>
-------------	---

## 2 学校教育

施策項目	施策の内容
①特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学前から学校卒業後までの一貫した教育支援体制の構築を図るため、特別支援を要する児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うとともに、相談・支援体制の充実を図ります。</li> </ul>
②就学相談や指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある児童生徒の能力・適性について児童相談所などの専門的機関による検討結果に基づき、教育委員会をはじめとする関係機関との連携を図りながら療育指導や適正な就学指導の体制を構築します。</li> <li>・ 障害のある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、「特別支援教育」や卒業後の円滑な就労支援を目的とし、ニーズに応じた職業教育や進路指導の充実に努めます。</li> <li>・ 学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を推進するため、障害のある子どもや保護者に対する入学時から卒業まで一貫した効果的な相談支援体制の充実に努めます。</li> </ul>
③障害児を理解する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害があってもなくても共に活動できる機会を充実させ相互理解を深めるとともに、将来、地域社会で協力し合えるよう、特別支援学校などとの交流を図り、地域の小・中学校と交流教育・交流活動を推進します。</li> </ul>
④肢体不自由児の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体に障害のある児童生徒を、教育委員会と連携を密にして学校に受け入れる体制の整備を図ります。</li> </ul>
⑤施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育・療育施設において、施設のバリアフリー化と整備の充実に努めます。障害のある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設に加え、情報機関等学習を支援する機関・設備等の整備を推進します。</li> </ul>

⑥指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの障害のある児童生徒への対応が課題となっています。</li> <li>・障害のある児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた指導を行うための研修会や講習会を開催し、指導力の向上を図ります。</li> </ul>
---------	--

### 3 社会教育

施策項目	施策の内容
①社会教育施設の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等の社会教育活動の場として、社会教育施設を有効に利用できるよう施設のバリアフリー化など改善に努め、各種サービスの拡充を図ります。</li> </ul>
②地域交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等と健常者との“心のふれあい”を通して、障害者等に対する正しい理解を深めるとともに、学習機会の充実に努め、障害者等の積極的な社会参加を促します。</li> </ul>
③生涯学習情報の連携・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の多様な学習活動の充実に図るため、域内の様々な団体が実施している障害者の生涯学習の情報収集に努め、県との情報の連携・共有を図ります。</li> </ul> <p>※「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実にについて」（平成29年11月に文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課障害者学習支援推進室作成）で自治体に期待している取組内容の一部を記載</p>
④障害者スポーツ教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の程度に応じて、多様なスポーツ教室の開催やスポーツ団体との連携を図り、心身のリフレッシュや社会参加の促進を図ります。</li> </ul>





## 第5節 雇用・就業

### 【現状と課題】

国の障害者施策の基本理念である「ノーマライゼーション」の実現のためには、職業を通じた社会参加の促進が重要です。

障害者とその適性と能力に応じて就職し、社会経済活動に参加することは、地域社会において自立した生きがいのある生活を送るうえで重要な意義を持っています。

障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、その能力に応じて適切な職業に従事できるよう、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導・訓練及び職業紹介等の支援を図るとともに、一般就労はもとより、福祉的就労も含めたあらゆる機会を通じた職域の拡大や多様な就労の場を確保することが重要です。

### 【施策の方針】

障害者の自立や社会参加の促進に向けて、それぞれの障害者の適性に則した雇用機会の確保、並びに就労環境の整備を推進します。

障害者の雇用を進めるに当たっては、事業主等の理解と協力が必要なため、障害者の雇用についての啓発・広報に努めるとともに、各種雇用支援制度の活用や職業訓練の充実を推進します。

### 【基本施策】

#### 1 一般就労への移行支援

施策項目	施策の内容
①入所から一般就労への移行支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者に対して就労移行支援事業の取組を推進し、一般就労への移行を推進します。</li><li>・また、障害者が身近な地域で就労継続支援を利用できるよう就労継続支援事業への移行を民間事業者に働きかけます。</li></ul>
②一般就労を希望する障害者への支援体制の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般就労を希望する障害者の意向を踏まえ、関係機関、団体等の連携により就業を支援する体制づくりに努めます。</li></ul>

## 2 雇用の推進

施策項目	施策の内容
①職場環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差の解消など建物や設備をバリアフリー化し、障害者が働きやすい職場環境とするよう事業者に対して働きかけ、職場環境の改善に努めます。</li> </ul>
②障害者雇用率制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用率制度は障害者の雇用促進策の根幹であることから、公共職業安定所と連携を図りながら、市内企業に対して障害者の雇用を拡大するよう働きかけます。</li> <li>・精神障害者への対応についても、公共職業安定所と連携を図りながら、市内企業への働きかけに努めていきます。</li> </ul>
③公的機関における障害者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所関係課、関係機関及び社会福祉法人などに働きかけを行い、市役所・公共施設や福祉施設などにおける障害者の雇用を促進します。</li> </ul>
④雇用の場における障害者の人権の擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等において雇用差別など障害を理由とした人権の侵害を受けることがないよう、関係機関と連携・協力し、啓発・広報、相談体制の充実に努めます。</li> </ul>

## 3 就労継続支援事業の利用促進

施策項目	施策の内容
①就労継続支援事業（A型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①就労移行支援事業を利用しても企業等の雇用に結びつかなかった方、②盲・ろう・養護学校卒業後就職活動を行っても企業等の雇用に結びつかなかった方、③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方で、65歳未満の障害者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった方に対し、一般就労に向けた支援を行います。</li> </ul>
②就労継続支援事業（B型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験を持つものの、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方、②就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援（B型）の利用が適当と判断された方、③以上に該当しない方で50歳に達している方、または障害基礎年金1級の方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。また、知識・能力の高まった方に対し、就労に向けた支援を行います。</li> </ul>

## 第6節 保健・医療

### 【現状と課題】

障害の原因となる疾病等の予防体制を確立するために、一次予防としての健康教育、二次予防としての各種健康診査等による疾病の早期発見、早期治療・療育、三次予防としての医療、医学的リハビリテーションを充実する必要があります。

また、障害者の高齢化が進む中で、生活習慣病予防等の健康増進施策や介護予防施策の充実とともに、障害の特性やライフステージに応じた適切な治療や指導、情報提供等が求められています。

精神障害については、社会生活からのストレスなどが原因となっているケースが多くみられ、身体だけでなく心の健康づくりも大きな課題となっています。

### 【施策の方針】

障害の原因となる疾病の予防及び早期発見、早期対応が重要であることから、障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

精神障害者の人権に配慮した適正な医療の確保に努めるとともに、疾病及び障害者に対する正しい理解と知識の普及を図ります。

### 【基本施策】

#### 1 障害の発生予防及び早期発見・早期治療

施策項目	施策の内容
①障害の原因となる疾病等の予防・早期発見	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害の発生予防・早期発見のため、ハイリスク母子保健訪問支援など妊産婦の健康教育、健康指導及び健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査等の適切な実施に努めます。</li><li>・また、乳幼児期の不慮の事故を防止するために、乳幼児健康診査や子育て教室等の機会や広報紙等を利用して、不慮の事故に関する正しい知識、危険因子、予防対策について家族等に普及啓発を行います。</li><li>・障害の原因となる疾病等の早期発見のため、学校における健康診断等の適切な実施に努めます。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後遺症として肢体不自由、視覚障害及び様々な内部障害をきたす脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、職域及び地域における健康診査等の適切な実施、疾病等に関する健康相談等の提供機会の充実を促進します。</li> </ul>
②障害の原因となる疾病等の治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における医師会等との連携を図り、適切な治療が受けられるよう働きかけていきます。</li> </ul>

## 2 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

施策項目	施策の内容
①障害に対する医療・医学的リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の軽減が期待される治療やリハビリテーションについては、医師会等との連携を図りながら、適切な医療・医学的リハビリテーションの提供並びにサービス提供の確保を図ります。</li> </ul>
②障害に対する適切な保健サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の健康の保持増進を図るため、保健・福祉の連携を強化し、サービス提供の充実に努めます。</li> </ul>
③障害児通所支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を持つ児童や発達に疑いのある児童の早期療育のため児童発達支援事業や学校に通っている障害児に対し、生活能力の向上のための訓練等を行う放課後等デイサービスを実施し、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適応訓練等に取り組むことで、子どもたちが意欲的で安定した生活を送られるよう支援します。また、保護者の悩みを受け止め、相談し合う場を持ち、保護者に対する支援も行います。</li> </ul>

## 3 精神保健・医療施策の推進

施策項目	施策の内容
①心の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年代における日常の生活様式や習慣を重視し、ライフステージや家庭・学校・職場・地域といったそれぞれの生活の場における心の健康について、正しい知識の普及啓発と、周囲のサポート体制の充実に努めます。</li> </ul>
②精神障害者が地域で生活していくための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期入院が多いなど、精神障害者の地域生活を支える体制が不十分であることから、共同生活援助（グループホーム）や在宅福祉サービスを充実することにより、入院医療中心から地域生活中心への移行を支援します。</li> </ul>

## 第7節 情報・コミュニケーション

### 【現状と課題】

情報通信技術（IT）の発達は、障害者の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などに寄与することが期待されています。

しかしながら、障害者にとっては、その障害ゆえに様々な情報通信手段を利用する機会や情報通信技術を習得する機会が十分でなく、大きな情報格差が生じています。

このため、障害者等が情報通信技術（IT）を利用する機会や修得する機会の確保に努めるなど、情報格差の解消を図る必要があります。

また、視覚障害者や聴覚障害者などコミュニケーションの方法に制約を受ける障害者に対して、十分なコミュニケーション手段を確保するなど、障害の特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実が求められています。

### 【施策の方針】

障害者等も障害のない人と同じように、情報通信技術（IT）の発達の成果を享受できる情報バリアフリー社会の実現に向けた施策を推進するほか、障害の特性に対応した情報提供の充実を図ります。

### 【基本施策】

#### 1 ホームページのバリアフリー化の推進

施策項目	施策の内容
①ホームページのバリアフリー化の推進	・障害者等に配慮し、文字拡大機能など、今後ともホームページのアクセシビリティ（閲覧保障性）の向上に努めます。

#### 2 意思疎通支援体制の充実

施策項目	施策の内容
①障害の特性に対応した情報提供の充実	・市の広報紙等の点訳・音訳を引き続き実施するなど、障害の特性に配慮した情報提供の充実に努めます。
②意思疎通支援事業の推進	・視覚障害者のための点訳・音訳、聴覚障害者のための手話通訳、要約筆記などの奉仕員を養成します。 ・視覚障害者、聴覚障害者等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣や点訳・音訳の支援を行います。

## 第8節 権利の擁護

### 【現状と課題】

国は、障害者基本法において、障害者等に対して障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害することを禁止しています。また、障害者等の社会参加の機会の確保、及びどこで誰と生活するかについて選択する機会の確保と地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを定めています。さらに、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会確保及び情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大等、障害者等が地域社会において他の人々と共生するための基本的な権利の擁護について規定しています。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」は平成24年10月より施行され、障害者に対する差別的取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」も平成28年4月より施行されました。

障害者等の自立と社会参加を促進する上で、市民一体となって、地域社会における社会的障壁の除去に取り組むことが必要です。また、社会の変化に伴い、DVやいじめ、児童虐待などの生命に危険を及ぼす事件やインターネット等による誹謗中傷、セクシャルハラスメントなど表面化しにくい人権侵害なども新たな社会問題となっています。

これらの諸問題を解決するには、市民一人ひとりがそれぞれの立場で、人権の尊重や社会的障壁について学び、理解して、差別や偏見のない、明るい社会づくりに取り組むことが必要です。また、警察をはじめ、関係機関・団体が連携して、虐待防止や人権侵害等の予防に努める必要があります。

### 【施策の方針】

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会をつくるために、関係機関や団体と連携を図りながら、学校、家庭、職場など様々な場面で人権教育啓発活動を進め、一人ひとりを大切にする、差別や偏見のない明るい社会の実現に努めます。

知的障害や精神障害により判断能力が不十分な方が、安心して日常生活を営めるよう、社会福祉協議会や法テラス等の関係機関・団体が連携して、障害のある方の権利利益が損なわれないよう、法的な支援の充実に努めます。

障害者虐待防止法の施行に伴い、「市虐待防止センター」の機能整備を図り、虐待の予防及び自立の支援、養護者に対する支援体制の整備に努めます。

## 【基本施策】

### 1 差別や偏見のない明るい社会づくり

施策項目	施策の内容
①人権教育の推進	・学校や地域、職場における人権学習の機会の充実を図り、人権問題に対する理解と認識を深めます。また、国・県等と連携しながら人権教室、人権の花運動、人権作文コンテスト等を実施し、差別に対する理解と、相手の立場で考えることのできる感性豊かな人間形成を目指した人権教育を推進します。
②人権啓発活動の推進	・人権にかかる関係機関や団体と連携を図りながら、パンフレットや広報紙等を活用し、人権教育・啓発活動を推進します。
③差別や偏見のない社会づくり	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立を機に、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供に努め、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も共に暮らせる社会づくりを目指します。

### 2 障害者の権利の擁護

施策項目	施策の内容
①成年後見制度の利用支援	・知的障害や精神障害により判断能力が不十分な方が、安心して日常生活を営めるよう、成年後見制度に関する相談、利用に当たっての支援の充実に努めます。
②人権相談の実施	・特設人権相談所の開設による相談体制の充実強化を図り、市民の人権侵害による悩みや不安を解消するとともに、人権意識の高揚を推進していきます。また、人権侵害の防止や早期発見のため、婦人相談員の周知及び窓口の充実を図ります。

### 3 虐待の防止

施策項目	施策の内容
①虐待防止センター等の機能整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の虐待の防止に係る本市の責務を明確にし、障害者虐待の情報を、速やかに関係機関への通報を行うよう周知徹底を図ります。</li><li>・ 障害者の虐待を予防し、自立の支援及び養護者に対する支援制度の整備を図るため、障害者虐待防止法により規定された「市障害者虐待防止センター」の機能の整備を推進します。</li></ul>
②相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 虐待の予防、早期発見の観点から、病院、警察をはじめ、家庭児童相談員や地域子育て支援センターなどの関係機関との連携に努め、個々のケースに応じた適切な対応を図ります。</li></ul>





## 第9節 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション

### 【現状と課題】

文化芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動の推進は、障害のある方の生活を豊かにし、社会参加を促進する上で大きな役割を果たします。特に、スポーツは体力の向上や健康増進に大いに役立ちます。

スポーツに限らず、障害の特性に応じて、文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションに親しめる環境づくりを進める必要があります。

障害福祉の分野においても国際交流や国際協力が活発になってきています。文化芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動等を通して、国内だけでなく諸外国の障害のある方とも交流を図り、相互理解を深めることは、障害者等の自立と社会参加を促進する上で大きな意義があります。

### 【施策の方針】

障害のある方の生活を豊かにし、自立と社会参加を促進するため、障害の特性に配慮しながら、文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションへの参加促進と参加しやすい環境づくりに努めます。

また、活動を通して、国内外及び地域を越えた人的な交流と協力を促進します。

### 【基本施策】

#### 1 文化芸術活動への参加促進

施策項目	施策の内容
①文化芸術活動への参加促進	・文化芸術活動に参加する機会の充実を図るとともに、活動成果を発表する機会の充実に努め、交流と社会参加を促進します。

#### 2 スポーツ・レクリエーションの推進

施策項目	施策の内容
①障害者スポーツ教室の開催	・障害の程度に応じて、多様なスポーツ教室の開催やスポーツ団体との連携に努め、スポーツ、レクリエーション活動への参加を促進し、心身のリフレッシュや社会参加を図ります。
②指導者の育成	・障害の程度や特性に応じた指導者の確保・育成と資質の向上を図り、障害者スポーツの普及啓発に努めます。

### 3 地域交流の推進

施策項目	施策の内容
①地域交流の推進	・ 障害者等と健常者との“心のふれあい”を通して、障害者等に対する正しい理解を深めるとともに、学習機会の充実に努め、障害者等の積極的な社会参加を促します。



# 第5章 第5期指宿市障害福祉計画

## 第1節 障害福祉計画の概要

### 1 計画の位置づけと策定期間

第5期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

今回の第5期障害福祉計画は、第4期（平成27年度から平成29年度）に係る年度ごとのサービス見込量についての達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し、平成30年度から平成32年度までの計画を定めます。

平成30年4月から施行される改正障害者総合支援法では、障害者が安心して地域で生活できるよう地域生活支援としての「自立生活援助」及び一般就労に移行した在職障害者が就労に伴う生活面の課題解決に向けた取り組みに向けての「就労定着支援」が創設されます。

国の基本指針では、「福祉施設から地域生活への移行促進」、「障害者の地域生活の支援」、「福祉施設から一般就労への移行」の目標値見直しに加えて、新たに「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」や「就労定着支援の職場定着率」などについて成果目標を定めることとされていることから、本市でも、国の指針を勘案しながら、地域の実情等を反映しつつ成果目標を定めます。

### 2 計画の対象

障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある市民を対象とし、高次脳機能障害や難病患者も含みます。

### 3 計画の見直し

わが国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締約国となりました。この条約の批准までには、障害者基本法の改正、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定など、国内法令の整備が行われてきましたが、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取り組みが一層進められていく予定です。このような動向も踏まえ、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとします。

## 4 計画の内容

### (1) 記載すべき事項

第5期障害福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定める必要があります。

### (2) 成果目標と活動指標

#### 【成果目標】

- ① 施設入所者の地域生活への移行（継続）
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）
- ③ 地域生活支援拠点等の整備（継続）
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等（拡充）

#### 【活動指標】

- ① 訪問系サービス
- ② 日中活動系サービス
- ③ 居住系サービス
- ④ 相談支援

### (3) サービスの必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策

平成30年度から平成32年度までの各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

### (4) 地域生活支援事業等の実施に関する事項

平成30年度から平成32年度までの各年度における地域生活支援事業等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また、児童福祉法における障害児への相談支援及び通所サービスについても、同様に見込量等を定めます。

### (5) 推進体制（PDCAサイクルの導入）、評価・検証

成果目標及び活動指標については、PDCAサイクルのプロセスに基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。

## 第2節 障害福祉サービス

### 1 障害福祉サービスに関する数値目標

#### (1) 施設入所から地域生活への移行

##### ① 平成28年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

平成32年度末の目標値	9人
-------------	----

目標値設定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、平成28年度末時点の本市の施設入所者（96人）の9パーセント以上である9人を地域生活に移行する者の数として設定。
国指針（目標値設定に当たっての指針）	平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。 当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9パーセント以上が地域生活へ移行することとする。

##### ② 平成28年度末時点と比較した施設入所者の減少数

平成32年度末の目標値	3人
-------------	----

目標値設定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、平成28年度末時点の本市の施設入所者数（96人）の2パーセント以上である3人を施設入所者の減少数として設定。
国指針（目標値設定に当たっての指針）	平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2パーセント以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度末の目標値	1
-------------	---

目標値設定に当たっての考え方	保健、医療、福祉関係者等による地域自立支援協議会精神保健福祉部会が、その協議の場となります。
国指針（目標値設定に当たっての指針）	平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者等による協議の場を設置すること。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

平成 32 年度末の目標値	1 箇所
目標値設定に当たっての考え方	障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等行う拠点については、圏域での整備を検討します。
国指針（目標値設定に当たっての指針）	地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 就労移行支援事業所等を通じて、平成 32 年度中に一般就労する者の数

平成 32 年度末の目標値	2 人
目標値設定に当たっての考え方	国指針及び過去の実績等を踏まえ、平成 28 年度の一般就労への移行実績（1 人）の 1.5 倍以上である 2 人を、就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数として設定。
国指針（目標値設定に当たっての指針）	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。

#### ② 就労移行支援事業の利用者数等

##### ア 就労移行支援事業の利用者数

平成 32 年度末の目標値	4 人
目標値設定に当たっての考え方	国指針及び過去の実績を踏まえ、平成 28 年度末における利用者数（3 人）の 2 割以上増加の 4 人を就労移行支援事業の利用者数として設定。
国指針（目標値設定に当たっての指針）	平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること。

##### イ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

平成 32 年度末の目標値	—
目標値設定に当たっての考え方	現在のところ、本市には就労移行支援事業所がないため、目標値を設定することが難しい。
国指針（目標値設定に当たっての指針）	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること。

### ウ 就労移行支援事業所による支援開始1年後の職場定着率

平成32年度末の目標値	—
-------------	---

目標値設定に当たっての考え方	現在のところ、本市には就労移行支援事業所がないため、目標値を設定することが難しい。
国指針(目標値設定に当たっての指針)	就労移行支援事業による支援開始1年後の職場定着率を80%以上とすること。



## 2 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量

### (1) 訪問系サービス

#### ○ 見込み量の考え方

現に利用している方の数、障害者のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護の利用が見込まれる方の数、平均的な一人当たり利用量などを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

また、重度障害者等包括支援については、該当する対象者が見込めないことから、見込み量には反映していません。

#### ○ サービス見込み量の確保策

サービスを必要とする障害のある方の程度やニーズをはじめ、置かれている環境など（介護者の有無、住まい、交通手段など）に応じて適正なサービスの提供に努められるよう、市内のサービス提供事業所と連携して、サービス提供体制の充実と強化に努めます。

### ① 居宅介護

居宅介護は、利用者本人の自宅で入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行うサービスです。障害支援区分1以上の方が対象となります。

図表 34 居宅介護の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 (人/月)	36	39	44	46	50	54
利用時間 (時間/月)	382	470	532	552	598	647

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（時間/月）は1か月当たりの延べ利用時間数。  
平成29年度の数値は見込みです。



## ② 重度訪問介護

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、また、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。障害支援区分4以上で一定条件に該当する方が対象となります。

図表 35 重度訪問介護の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 (人/月)	1	1	2	2	2	2
利用時間 (時間/月)	65	83	166	166	166	166

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（時間/月）は1か月当たりの延べ利用時間数。  
平成29年度の数値は見込みです。

## ③ 同行援護

同行援護は、視覚障害により移動に著しい困難を有する方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービスです。

身体介護を伴う場合の支援については、障害支援区分2以上で一定の条件に該当する方が対象となります。

図表 36 同行援護の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 (人/月)	17	18	19	20	21	23
利用時間 (時間/月)	245	249	264	279	296	313

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（時間/月）は1か月当たりの延べ利用時間数。  
平成29年度の数値は見込みです。

#### ④ 行動援護

行動援護は、知的障害または精神障害のある方のうち、自己判断能力が制限されている方が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出支援等を行うサービスです。障害支援区分3以上で一定条件に該当する方が対象となります。

図表 37 行動援護の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
利用時間 (時間/月)	1	2	2	2	2	2

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（時間/月）は1か月当たりの延べ利用時間数。  
平成29年度の数値は見込みです。

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援とは、常時介護の必要性が高い方に居宅介護やその他のサービスを包括的に行うサービスです。障害支援区分6で一定条件に該当する方が対象となります。

図表 38 重度障害者等包括支援の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（時間/月）は1か月当たりの延べ利用時間数。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、施設などを利用し、主として昼間に提供されるサービスで、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「療養介護」、「短期入所（ショートステイ）」が実施されています。

### ① 生活介護

生活介護は、常に介護を必要とする方に、主に昼間に障害者支援施設などにおいて行われる入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。障害支援区分3（50歳以上は区分2）以上の方が対象となります。

#### ○ サービス見込み量の考え方

現に利用している方の数、障害者のニーズなどを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

平成27年度から平成29年度の利用状況を勘案しつつ、目標数値を設定しました。

図表 39 生活介護の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 （人／月）	140	140	142	144	146	148
利用日数 （人日／月）	3,026	2,943	2,986	3,029	3,073	3,117

※（人／月）は1か月当たりの実利用人数、（人日／月）は1か月当たりの延べ利用日数。

平成29年度の数値は見込みです。

### ② 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立訓練は障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

自立訓練は「機能訓練」と「生活訓練」に分類されています。

機能訓練は身体障害者または難病等対象者、生活訓練は知的障害または精神障害のある方が対象となります。

#### ○ サービス見込み量の考え方

機能訓練は、現に利用している方の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間などを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

生活訓練は、現に利用している方の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、退院可能精神障害者のうち利用が見込まれる方の数、平均的なサービス利用期間などを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

図表 40 自立訓練（機能訓練）の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 （人／月）	1	1	1	1	1	1
利用日数 （人日／月）	9	16	16	16	16	16

※（人／月）は1か月当たりの実利用人数、（人日／月）は1か月当たりの延べ利用日数。  
平成29年度の数値は見込みです。

図表 41 自立訓練（生活訓練）の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 （人／月）	7	7	7	9	11	13
利用日数 （人日／月）	145	142	142	182	223	264

※（人／月）は1か月当たりの実利用人数、（人日／月）は1か月当たりの延べ利用日数。  
平成29年度の数値は見込みです。

### ③ 就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する方に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。65歳未満の方で、適性にあった職場への就労が見込まれる方が対象になります。

#### ○ サービス見込み量の考え方

現に利用している方の数、障害者のニーズ、福祉施設利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業生等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、退院可能精神障害者のうち就労移行支援事業の利用が見込まれる方の数、平均的なサービス利用期間などを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

図表 42 就労移行支援の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 （人／月）	4	3	5	6	7	8
利用日数 （人日／月）	84	69	115	138	161	184

※（人／月）は1か月当たりの実利用人数、（人日／月）は1か月当たりの延べ利用日数。  
平成29年度の数値は見込みです。

#### ④ 就労継続支援（A型、B型）

A型は、実際に通常の事業所で働きたい方のために、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。利用開始時に65歳未満で、雇用契約に基づいて就労が可能な方が対象となります。

##### ○ サービス見込み量の考え方

A型は、現に利用している方の数、障害者のニーズなどを勘案して利用者数及び量の見込みを定めることとします。

図表 43 就労継続支援A型の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 （人／月）	16	23	26	27	28	29
利用日数 （人日／月）	283	465	525	545	565	586

※（人／月）は1か月当たりの実利用人数、（人日／月）は1か月当たりの延べ利用日数。  
平成29年度の数値は見込みです。

B型は、通常の事業所に雇用されることが困難な方に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。一定年齢に達している方や雇用に結びつかなかった方で、生産活動に係る知識や能力の維持・向上が期待される方が対象となります。

##### ○ サービス見込み量の考え方

B型は、現に利用している方の数や障害者のニーズなどを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

図表 44 就労継続支援B型の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 （人／月）	113	125	149	153	169	187
利用日数 （人日／月）	2,187	2,306	2,741	2,822	3,121	3,453

※（人／月）は1か月当たりの実利用人数、（人日／月）は1か月当たりの延べ利用日数。  
平成29年度の数値は見込みです。

### ⑤ 就労定着支援

就労定着支援は、企業や自宅等への訪問・来所により生活や体調管理などの課題解決に向けて必要な連絡調整や指導助言を行うサービスです。就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方が対象となります。

#### ○ サービス見込み量の考え方

平成 30 年度から新たに創設される制度で、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数・就労定着者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

図表 45 就労定着支援の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 (人/月)	—	—	—	0	1	2

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数。

### ⑥ 療養介護

療養介護は、医療と常に介護を必要とする方に、主に昼間に、病院等の医療施設などにおいて行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話などを総合的に行うサービスです。筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害支援区分6の方が対象となります。さらに、筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって障害支援区分5以上の方が対象となります。

#### ○ サービス見込み量の考え方

現在の入所者を勘案し、見込み量を設定しました。

図表 46 療養介護の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 (人/月)	13	13	13	13	13	13

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数。

平成 29 年度の数値は見込みです。

## ⑦ 福祉型短期入所

福祉型短期入所は、介護者の病気などの理由により障害者支援施設への短期間の入所が必要な場合に、障害のある方が当該施設に短期間入所し、入浴、排せつまたは食事の介助などを受けるサービスです。障害支援区分1以上、障害児支援区分1以上の方が対象となります。

### ○ サービス見込み量の考え方

現に利用している方の数、障害者などのニーズ、平均的な一人当たり利用量などを勘案して利用者数及び量の見込みを定めることとします。

また、様々な理由により長期の利用者がいることから、そういった利用者については、段階的に入所などのサービスへ移行できるよう、各事業所とさらなる連携を図ります。

図表 47 福祉型短期入所の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 (人/月)	18	19	23	24	25	26
利用日数 (人日/月)	212	216	262	274	285	296

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（人日/月）は1か月当たりの延べ利用日数。  
平成29年度の数値は見込みです。

## ⑧ 医療型短期入所

医療型短期入所は、介護者の病気などの理由により障害者支援施設への短期間の入所が必要な場合に、障害のある方が当該施設に短期間入所し、入浴、排せつまたは食事の介助などを受けるサービスです。重症心身障害児・障害者の方が対象となります。

### ○ サービス見込み量の考え方

現在のところ本市で利用できる環境が整っていないため、利用実績がありません。そのため、利用見込みはないものとします。

図表 48 医療型短期入所の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（人日/月）は1か月当たりの延べ利用日数。

### (3) 居住系サービス

居住系サービスは、施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービスで、「共同生活援助」、「施設入所支援」、「宿泊型自立訓練」が実施されています。

#### ○ サービス見込み量の考え方

共同生活援助は、福祉施設からの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している方の数、障害者のニーズ、退院可能精神障害者のうち共同生活援助の利用が見込まれる方の数などを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

#### ○ サービス見込み量の確保策

平成 29 年度までのサービス量の見込み等を踏まえ、施設入所者をはじめ精神障害による長期の社会的入院者について、受入条件が整えば地域生活に移行できるよう、計画相談支援等を有効に活用しながら、障害者などのニーズに応じたサービス利用の促進に努めます。

#### ① 自立生活援助

自立生活援助とは、障害者支援施設やグループホーム等を利用していただ障害者で一人暮らしを希望する方等を対象に、定期的に居宅を訪問（利用者からの要請にも対応）し、支援を行います。平成 30 年度からスタートする新たな事業で、内容等詳細が判明し次第検討します。

図表 49 自立生活援助の実績と見込み量（人／月）

区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数 （人／月）	—	—	—	—	—	—

#### ② 共同生活援助

共同生活援助とは、主に夜間や休日に、共同生活を営むべき住居において、相談や日常生活上の援助などを行うサービスで、障害支援区分に関係なく利用できます。

今後、利用者の重度化・高齢化に対応した報酬改定の実施（重度対応型グループホームの新設）が予定されており、地域生活へ移行される方の受け皿として一層大きな役割を果たしていくことが期待されています。

図表 50 共同生活援助の実績と見込み量

区 分	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数 （人／月）	51	50	50	51	52	53

※（人／月）は1か月当たりの実利用人数。

平成 29 年度の数値は見込みです。



### ③ 施設入所支援

施設入所支援とは、主に夜間や日中において、施設に入所する方に入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービスです。障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上の方が対象となります。

図表 51 施設入所支援の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 （人／月）	76	80	83	85	86	87

※（人／月）は1か月当たりの実利用人数。

平成29年度の数値は見込みです。

### ④ 宿泊型自立訓練

宿泊型自立訓練とは、知的障害者または精神障害者に居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行うサービスです。

対象者としては、入所施設・病院等を退所・退院した者で、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な者、及び特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等で、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な方となっています。

図表 52 宿泊型自立訓練の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 （人／月）	4	6	9	10	11	12

※（人／月）は1か月当たりの実利用人数。

平成29年度の数値は見込みです。

#### (4) 相談支援等

計画相談支援等は、障害福祉サービスの利用計画の作成、地域生活への移行や定着を支援するサービスで、「計画相談支援」、「地域相談支援」が実施されます。

##### ① 計画相談支援

計画相談支援とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援を行い、障害福祉サービスなどの利用開始や継続に際して、障害のある方の心身の状況、置かれている環境などを考慮し、サービスの利用計画を作成するサービスです。

###### ○ サービス見込み量の考え方

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数などを勘案し、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

数値目標については、訪問系サービス（居宅介護など）利用者を中心に見込み量を設定しました。

図表 53 計画相談支援の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 (人/月)	85	88	99	110	120	130

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数。

平成29年度の数値は見込みです。

##### ② 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

地域相談支援は、地域移行支援と地域定着支援に分類されます。

地域移行支援は、障害者支援施設などに入所している方または精神科病院に入院している方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の便宜を供与するサービスです。

地域定着支援とは、居宅において単身などの状況で生活する障害のある方と常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービスです。

###### ○ サービス見込み量の考え方

地域移行支援は、施設入所者や退院可能精神障害者の人数や地域生活への移行者数などを勘案して利用者数及び量の見込みを定めることとします。

地域定着支援は、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数などを勘案して利用者数及び量の見込みを定めることとします。

地域定着支援は、そのサービス内容から地域移行支援と一体的に取り組むことで地域生活への定着が図られます。

○ サービス見込み量の確保策

本人ニーズと能力を十分に引き出し、協力が必要となる関係機関と連携して相談支援センターが中心となって丁寧な支援を目指していきます。また、実施においては、これまで連携のなかった病院などとの密な関係を構築する必要から、連絡会などの連携強化に向けた体制づくりを検討します。

図表 54 地域相談支援の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域移行支援（人）	6	0	1	2	2	2
地域定着支援（人）	0	0	0	1	1	1

※（人）は各年度で支援を受ける実利用人数。

平成 29 年度の数値は見込みです。



### 3 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

#### (2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

本市では、指宿市身体障害者福祉協会に委託し、事業を実施しています。今後も引き続き事業を委託し実施していきます。

#### 【社会活動支援事業】

障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援します。

#### 【ボランティア活動支援事業】

障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援します。

#### (3) 相談支援事業

障害者等相談支援事業は、地域の障害のある方などを取り巻く福祉環境の問題に対し、障害のある方及び障害児の保護者または障害のある方の介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行い、さらに、サービス提供事業者などとの連絡調整などを総合的に行うサービスです。

障害者等相談支援事業は、(福)そてつ会、(福)ハイビスカス福祉会、(医)全隆会、(福)指宿市社会福祉協議会の4事業所に委託して事業を実施しています。今後も引き続き事業を委託し、実施します。

また、基幹相談支援センターについては、今後、設置等について検討を進めていきます。

地域自立支援協議会は、課題などを各年度計画的に協議し、今後の施策に反映していきます。

図表 55 相談支援事業の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障害者等相談支援事業	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
基幹相談支援センターの設置	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所
地域自立支援協議会	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

#### （4）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

図表 56 成年後見制度利用支援事業の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度利用促進事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### （5）意思疎通支援事業

意思疎通支援事業とは、聴覚・言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等に、手話通訳及び要約筆記の方法により、聴覚障害者等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行うサービスです。

具体的には、手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記者の派遣及び点訳・音訳の支援があります。

本市では、意思疎通支援事業を指宿市身体障害者福祉協会に委託し、事業を実施しています。今後も引き続き事業を委託し、実施していきます。

図表 57 意思疎通支援事業の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者の設置	3人	3人	3人	3人	3人	3人
手話通訳者の派遣	実施	実施	実施	実施	実施	実施
要約筆記者の派遣	実施	実施	実施	実施	実施	実施
点訳・音訳の支援	実施	実施	実施	実施	実施	実施

### （6）日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。

見込み量については、これまでの実績により設定しました。

図表 58 日常生活用具給付等事業の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護・訓練支援用具(件)	0	1	1	2	2	2
自立生活支援用具(件)	9	7	4	7	7	7
在宅療養等支援用具(件)	2	5	4	5	5	5
情報・意思疎通支援用具 (件)	9	8	5	7	8	9
排せつ管理支援用具(件)	149	152	155	158	161	164
住宅改修費の助成(件)	2	3	1	2	2	2
合計	171	176	170	181	185	189

※平成29年度の数値は見込みです。

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成することを目的とした事業です。

本市では、指宿市身体障害者福祉協会に委託し、事業を実施しています。今後も引き続き事業を委託し実施していきます。

## (8) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者等のために、外出のための支援を行い、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促進するため、外出の際の移動の介護を行うサービスです。

具体的には、個別支援、集団支援があります。

見込み量については、これまでの実績により設定しました。

図表 59 移動支援事業の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 (人/月)	15	13	13	14	15	16
利用時間 (時間/月)	293	294	292	300	310	320

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（時間/月）は1か月当たりの延べ利用時間。

平成29年度の数値は見込みです。

## (9) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、障害者等が通い、基礎的事業として創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するとともに、地域活動支援センターの機能を充実強化する各種サービス等を提供し、障害者等の地域活動支援の促進を図ることを目的とするサービスです。

具体的なサービスとしては、基礎的事業として、紙細工やビーズ細工、編み物等の創作的活動、加工品・展示物等の生産活動の機会の提供、地域で開催される各種行事への参加やオープンスペースの利用等による社会との交流促進、食事の提供、排せつの介助（オムツ交換等）、爪切り、散髪、洗顔等の日常生活に必要な便宜の供与等があります。

機能強化事業として、精神保健福祉士等の専門職員を配置して、医療福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための

普及啓発活動（I型必須）、歩行訓練等の各種機能訓練（各型共通）、コミュニケーション能力や金銭感覚、電話対応、パソコン操作等の社会適応訓練（各型共通）、入浴サービス（各型共通）、送迎サービス（各型共通）、その他地域活動支援センターの機能を強化する事業（各型共通）等があります。

図表 60 地域活動支援センターの実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域活動支援センター I型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	63人	61人	62人	62人	62人	62人
地域活動支援センター II型	1箇所	1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	1人	1人	0人	0人	0人	0人

※平成29年度の数値は見込みです。





## (10) その他の事業（任意事業）

### 【日常生活支援事業】

#### ① 福祉ホーム助成事業

福祉ホームは、住居を求めている障害のある方に、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、地域生活を支援するものです。

見込み量については、これまでの実績を勘案し設定しました。

図表 61 福祉ホーム助成事業の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

#### ② 訪問入浴サービス事業

身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図る事業です。

見込み量については、これまでの実績を勘案し設定しました。

図表 62 訪問入浴サービス事業の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 (人/月)	1	2	2	2	2	2

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数。

平成29年度の数値は見込みです。

#### ③ 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害者等を一時的に預かり、障害者等に日中活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担の軽減を図るサービスです。

見込み量については、これまでの実績を勘案し設定しました。

図表 63 日中一時支援事業の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 (人/月)	7	9	9	11	13	15

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数。

平成29年度の数値は見込みです。

### 【社会参加促進事業】

本市では、社会参加促進事業を指宿市身体障害者福祉協会に委託し、事業を実施しています。今後も引き続き事業を委託し実施していきます。

#### ① スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する事業です。

#### ② 芸術文化活動振興事業

障害者等の芸術・文化活動を振興するため、障害者等の作品展や音楽会などの芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う事業です。

#### ③ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音訳その他障害者等にわかりやすい方法により、市の広報等障害者等が地域生活をする上で必要な情報などを定期的に提供する事業です。

#### ④ 奉仕員養成研修事業

障害者等との交流活動の推進、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員を養成研修する事業です。

#### ⑤ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障害者等の社会参加促進を図るため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

## 【就業・就労支援事業】

### ① 更生訓練費給付事業

更生訓練費給付事業とは、就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図るサービスです。

見込み量については、これまでの実績を勘案し設定しました。

図表 64 更生訓練費給付事業の実績と見込み量

区 分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数 (人/月)	14	14	13	15	15	15

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数。

平成29年度の数値は見込みです。

## 【その他事業】

### ① 福祉機器リサイクル事業

不要になった福祉機器について、これを必要とする他の者等へのあっせんを行います。

# 第6章 第1期障害児福祉計画

## 第1節 基本指針・成果目標

平成30年4月から施行される改正児童福祉法では、障害児ニーズの多様化へのきめ細やかな対応を図ることとして、「居宅訪問型児童発達支援」の新設や「保育所等訪問支援」の支援対象拡大が行われるとともに、障害児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、市においても「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

本市においては、一連の制度改正に対応し、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく福祉サービスとして国が定める「障害児支援の提供体制の整備等」について成果目標を定め、必要となる施策の充実や環境の整備を図っていきます。

### 1 障害児支援の提供体制の整備等

#### (1) 児童発達支援センター

【国の指針】児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヵ所設置。

【市の目標】本市では、児童発達支援センターが既に1ヵ所設置されており、今後も地域の中核的な施設としての機能を充実させるよう、関係機関との連携を引き続き推進します。

【実績値】	【目標値】
平成29年度 (箇所)	平成32年度末 (箇所)
1	1

#### (2) 保育所等訪問支援

【国の指針】保育所等訪問支援を利用できる体制を市町村で構築。

【市の目標】本市では、保育所等訪問支援施設が既に1ヵ所設置されており、今後も地域の中核的な施設としての機能を充実させるよう、関係機関との連携を引き続き推進します。

【実績値】	【目標値】
平成29年度 (箇所)	平成32年度末 (箇所)
1	1

### (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

【国の指針】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を市町村に少なくとも1カ所確保。

【市の目標】主に重症心身障害児の発達支援を行っている市内の事業所は現在ありませんが、市内における設置を検討する事業所への情報提供と支援を行うと共に、近隣市と協力し、圏域におけるサービスの提供を目指します。

【実績値】	【目標値】
平成 29 年度 (箇所)	平成 32 年度末 (箇所)
0	1

### (4) 主に重症心身障害を支援する放課後等デイサービス事業所

【国の指針】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを市町村に少なくとも1カ所確保。

【市の目標】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを行っている市内の事業所は現在ありませんが、市内における設置を検討する事業所への情報提供と支援を行うと共に、近隣市と協力し、圏域におけるサービスの提供を目指します。

【実績値】	【目標値】
平成 29 年度 (箇所)	平成 32 年度末 (箇所)
0	1

### (5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

【国の指針】医療的ケア児支援のための協議の場の設置。

【市の目標】医療的ケア児が適正な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを目指します。

【実績値】	【目標値】
平成 29 年度 (箇所)	平成 32 年度末 (箇所)
0	1

## 第2節 障害児サービス

### 1 障害児通所支援

#### (1) 児童発達支援

児童発達支援は、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行うサービスです。療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児が対象となります。

##### ①見込量設定の考え方

- ・ これまでの利用状況の実績から見込量を設定しました。

##### ②見込量（1ヶ月当たり）

	実績			見込		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数(人日)	966	404	430	447	464	482
利用者数(人)	46	47	50	52	54	56

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

##### ③確保策

- ・ 利用者の増加に対応するために、市内及び市外施設の利用を促進します。

#### (2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行うサービスです。就学している障害児が対象となります。

##### ①見込量設定の考え方

- ・ これまでの利用状況の実績から見込量を設定しました。

##### ②見込量（1ヶ月当たり）

	実績			見込		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数(人日)	599	556	586	601	615	629
利用者数(人)	28	39	41	42	43	44

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

##### ③確保策

- ・ 利用者の増加に対応するために、市内及び市外施設の利用を促進します。

### (3) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行うサービスです。保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児が対象となります。

#### ①見込量設定の考え方

- ・これまでの実績がないため、近隣市の実績から設定しました。

#### ②見込量（1ヶ月当たり）

	実績			見込		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数(人日)	0	0	0	1	1	1
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

#### ③確保策

- ・利用者の増加に対応するために、市内及び市外施設の利用を促進します。

### (4) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。上肢、下肢または体幹の機能の障害のある障害児が対象となります。

#### ①見込量設定の考え方

- ・現在のところ利用実績がないことから、利用の見込みはないものとしますが、サービス対象者が希望した場合、サービスを供給します。

#### ②見込量（1ヶ月当たり）

	実績			見込		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数(人日)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

#### ③確保策

- ・対象者でサービスが必要になった場合は、近隣市の事業所での対応を図ります。

## (5) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援センター等の施設において、重度の障害のある障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児が対象となります。

### ①見込量設定の考え方

- ・平成 30 年度から新たに創設されるサービスで、具体的なサービス内容等が国から示された後、サービス提供体制の確保などを事業所等と調整を行った上で、利用者数の見込みを行います。

### ②見込量（1ヶ月当たり）

	実績			見込		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用日数(人日)	-	-	-	-	-	-
利用者数(人)	-	-	-	-	-	-

### ③確保策

- ・対象者でサービスが必要になった場合は、近隣市の事業所での対応を図ります。



## 2 障害児入所支援

### (1) 福祉型児童入所支援

福祉型児童入所施設は、障害児入所施設に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うサービスです。障害のある児童が対象となります。

#### ①見込量設定の考え方

- ・現在のところ利用実績がないことから、利用の見込みはないものとしますが、サービス対象者が希望した場合、サービスを供給します。

#### ②見込量（1ヶ月当たり）

	実績			見込		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数(人日)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

#### ③確保策

- ・対象者でサービスが必要になった場合は、近隣市の事業所での対応を図ります。

### (2) 医療型児童入所支援

医療型児童入所施設は、障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービスです。障害のある児童が対象となります。

#### ①見込量設定の考え方

- ・現在のところ利用実績がないことから、利用の見込みはないものとしますが、サービス対象者が希望した場合、サービスを供給します。

#### ②見込量（1ヶ月当たり）

	実績			見込		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用日数(人日)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

#### ③確保策

- ・対象者でサービスが必要になった場合は、近隣市の事業所での対応を図ります。

### 3 障害児相談支援

#### (1) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。障害児通所支援を利用する障害児が対象となります。

##### ①見込量設定の考え方

- ・平成 27～28 年度の伸び率を勘案し設定します。

##### ②見込量（1ヶ月当たり）

	実績			見込		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人)	23	28	36	41	46	51

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

##### ③確保策

- ・広く事業の周知を図り，利用を促進します。



# 第7章 計画の推進

## 1 推進体制の整備

障害者やその家族等に対する各種サービスの充実を目指し、市内の保健・福祉・医療・教育・労働・まちづくりなど、関係する部課及び関係機関との連携をより一層強化するとともに、関連する組織との連携を図り、計画の推進体制を整備することとします。

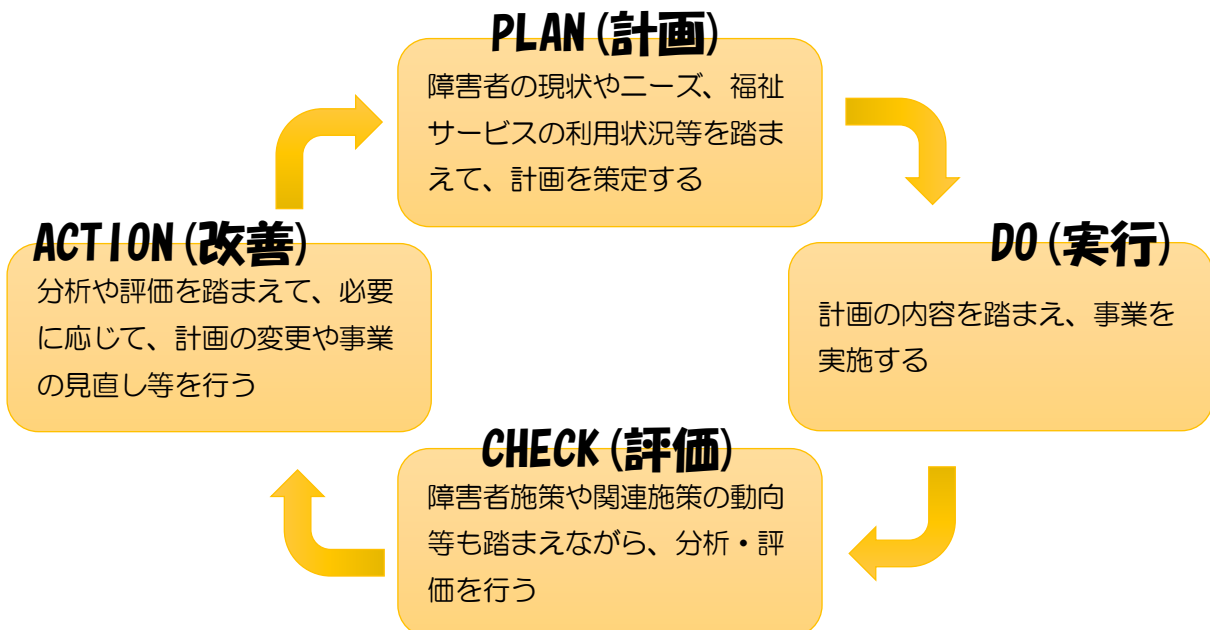
## 2 計画の見直し

計画期間中においても、障害者のニーズの多様化、社会経済状況の変化など本市や障害者を取り巻く状況の変化により、計画の見直しが必要とされる場合は、国や県の動向を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うものとします。

## 3 計画の進行管理及び点検・評価

本計画を着実に推進していくため、関係各課及び関係機関がそれぞれ担当する施策の進捗状況を把握し、点検していきます。また事務局となる健康福祉部地域福祉課が検証結果の調整・とりまとめを行い、計画全体の進捗状況について把握していきます。

また、本計画の推進に当たって「指宿市地域自立支援協議会」に報告し、計画どおりに行われているか、サービスの必要量と供給量や質等について、適宜、サービス事業者に対し調査をするなど、現状把握に努め、その点検を実施します。





---

指宿市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

---

平成30年3月

発行 指宿市 健康福祉部 地域福祉課

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424

Tel. 0993-22-2111 (代表)

---